

令和元年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和元年12月6日（金曜日）

○議事日程

令和元年12月6日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君	総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君
総 務 課 長	永 松 勉 君	総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君	生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君
健 康 福 祉 部 長	熊 野 博 之 君	産 業 振 興 部 長	赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長	佐 甲 裕 史 君	入 札 検 査 室 長	竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者	吉 富 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長	河 内 政 昭 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前 10 時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を申し上げます。4番、橋本議員、5番、牛見議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、昨日に引き続きまして一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

ここで、土木都市建設部長から、昨日の12月5日の一般質問における清水浩司議員の質問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 昨日、12月5日の清水浩司議員の一般質問に対する私の答弁の中で、訂正を要する箇所がございました。訂正の内容は、お手元の申出書のとおりでございます。おわびを申し上げ、訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） これより質問に入ります。最初は、14番、三原議員。

〔14番 三原 昭治君 登壇〕

○14番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原昭治です。通告に従いまして、2項目について一般質問いたします。御回答よろしくお願ひいたします。

まず初めに、野犬と野良猫対策について質問をいたします。

野犬は依然として減少することなく、市内の各地域で出没し、また、ほえて市民を追いかけたり、かみつくなどの事故も、近年、耳にいたします。

先日、市議会事務局に備えつけの議会への意見箱に、野犬に関する現状を訴えた投稿がありました。その内容は、野犬などへの不適切な餌やりの禁止条例を大至急に制定してほしいというものでした。

その内容ですが、少し読み上げます。

防府市内のあちらこちら、野犬がはびこって、市民の生活が危ぶまれています。私自身も飼っているヤギを、向島頂上の通信施設の中で、十数頭の野犬に4頭殺されました。昨年は勝間の耕作放棄地で子ヤギ4頭が殺されて、この8月には4頭の野犬に1頭のヤギが重傷を負わされました。

また、この場所は、小学生、園児の通学路のすぐ近くで、保健所と相談して、去年の3カ月で14頭、ことしの2カ月で9頭もの野犬を捕獲しました。それほど身近なところで、野犬による被害が起きています。野犬を増やさないための有効な手段として、野犬などへの不適切な餌やりの禁止条例を大至急つくっていただきたいというものであります。

また、野良猫も急増しており、同じくふん尿などによる環境被害も多く発生し、その対策の声が上がっています。

市としての対策、取り組みはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 14番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 三原議員の野犬や野良猫対策についての御質問にお答えいたします。

市には依然として、野犬、飼い猫、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に関する苦情が多く寄せられています。市では、犬や猫を飼う場合のマナー指導のほか、特に人に危害を及ぼすおそれのある野犬や周辺の生活環境を損なう野良猫については、市民の皆様の安全・安心のため、野犬や野良猫が減るよう、山口県山口環境保健所をはじめ関係機関と連携して、しっかりと取り組んでいくこととしております。

御質問の野犬や野良猫に関する市の対策についてでございます。

野犬に関しましては、狂犬病予防法に基づき、保健所が捕獲することとなっております。

市といたしましては、保健所が実施する捕獲作業を補助するため、市職員を派遣するほか、飼い犬を遺棄させないための啓発活動等については、保健所とともに犬の飼い方指導・助言を行っております。

野良猫に関しましては、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護管理法に捕獲についての規定がないことから、捕獲することはできません。このため、市では、保健所と連携して、生活環境を損なう餌やりをやめていただくお願いや、飼い猫の適切な飼養の指導・助言を行っております。

また、飼い犬や猫の不必要な繁殖を防ぐため、市独自の制度を設け、不妊去勢手術に係る経費の一部を補助しております。

こうした中、本年6月に公布された改正動物愛護管理法では、都道府県が行う指導等の対象となる行為として、動物への給餌もしくは給水に起因して、周辺的生活環境が損なわれている場合も加えられ、来年6月1日に施行されます。

具体的には、野犬、野良猫に餌を与えることで、周辺的生活環境が損なわれている場合には、県の指導、勧告、命令の対象となること、命令に違反した場合には50万円以下の罰金に処することなどが規定されました。

市といたしましては、このたびの法改正について、まずは広く市民の皆様にも周知してまいります。

また、今回改正された法を根拠として、周辺的生活環境が損なわれている場合の野犬や野良猫への餌やりに対して、保健所と連携した指導等を強化してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 答弁ありがとうございました。

たしか、私は野犬問題につきましては、平成23年にも同じ質問をしております。そこで、ちょっとお尋ねをいたします。

まず、野犬や野良猫の近年の状況、野犬の確保状況、野良猫の保護による引取状況、以前は野良猫に対してはかごを貸し出して、当時は捕獲ということになっていたと思うんですが、途中でそれがいけないということで、今は保護、引き取りということになったらしいんですけど、その状況を教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

まず、市内の野犬の捕獲頭数でございますが、平成26年度が142頭、27年度が

143頭、28年度が236頭、29年度が211頭、30年度が286頭でございます。
また、猫の引き取り数につきましては、平成26年度が232匹、27年度が207匹、
28年度が165匹、29年度が227匹、30年度が248匹でございます。
以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。

犬の捕獲頭数ですが、平成26年度は142頭、昨年度は286頭ということですから、
倍になっているということで、これは捕獲された頭数だけであって、まだまだそれ以外の
野犬はたくさんいることだと思います。

そこで、お尋ねしますが、先ほど冒頭にも少し申しました、追いかけられたり、かみつ
かれたりという事案も耳にしておりますが、市に寄せられたそういう情報の中で、咬傷等
の被害状況、また苦情についてどのような苦情が来ているのか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

まず、犬による咬傷事故につきましては、平成28年度が11件、うち野犬によるもの
が1件、29年度が5件、うち野犬によるものが2件、30年度が6件、うち野犬による
ものはございません。令和元年度につきましては、11月末現在でございますが、3件、
そのうち野犬によるものは2件でございます。

次に、野犬や野良猫に関しまして、近所とのトラブル等につきましてでございますが、
野犬に関しましては、野犬に追いかけられた、野犬の集団がいて恐怖を感じる等の相談が
寄せられており、また野良猫に関しましては、自宅敷地内への侵入、ふん尿のにおい、鳴
き声、建具の損傷等の相談が市に寄せられています。近隣とのトラブルにつきましては、
口論となった、どなり込まれた、嫌がらせをされた等の事例もございます。

市では、餌やりにより周辺環境が損なわれ、迷惑をこうむっている市民からの餌やりを
やめてほしいとの要望を受けた際には、保健所と連携して、餌やりをしている人を訪問す
るなど、周辺環境への配慮をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） この最近も、三田尻のほうで空き家に野犬が子供を産んで、
ということは子供を守ろうとする本能からか、近所の子どもたちを追いかけたり、子ども
だけでなく大人も追いかけたり、夜通し鳴いたりほえたりで、大変問題になっておりました。
その方たちが、その後、保健所に行かれたんですが、保健所としてはなかなか対応が

難しいということをおっしゃると。大変怒り心頭で、どうかその対応を考えてくれという御連絡もありました。

それで昨年度ですが、テレビで私は見たんですが、お隣の周南市、大変な状況になっているということで、テレビで報じておりました。その実態について把握されておれば、少し御説明をしていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

周南市の状況でございますけれども、周南市を含む周南環境保健所管轄区域では、平成30年に山口県全体の捕獲頭数のうち、約6割に当たる962頭を捕獲されております。

また、周南緑地周辺では、野犬の被害・苦情が多発していることから、県・周南市・警察が協力して、野犬問題に関する連絡協議会を本年7月に設置され、野犬への餌やり、飼い犬の遺棄防止のためのパトロールや、野犬対策への気運醸成に向けた活動をされていると承知しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） これは大変な問題になっておりまして、都度都度、ニュースで取り上げられております。一説によりますと、私の知人が周南緑地の近くの小学校の校長先生とお話したところ、今、2,000頭ぐらいいますよと、とんでもない数字になっていますということで、子どもたちにも大変危険が及ぶのではないかと心配されております。

そこで、なぜこのような状況、防府市も同様なんですけど、なぜこのような野犬が増えたり、野良猫が増えたりするのか、この原因についてどのように分析をされておりますか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

野犬が発生する原因は、心ない飼い主が飼い犬を遺棄したことにより野犬となり、その野犬に対して無責任な餌やりをすることで野犬が集まり、交配することによってさらに増えているものと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 先ほども苦情の中で、トラブルになり、どなり込まれたり、いろいろ言い争いになったりということは、以前から何回も私も聞いております。

餌をやる人はよかれと思い、動物がかわいいという思いでやられるんだと思いますが、

余りにもひどくなると、地域住民の方々とすごい何かいざこざになって大変なことになっていると。私が心配するのは、これが傷害とか、その上に発展しなければいいなというぐらい、そういう話を聞きます。

この質問をするということで、先般、防府天満宮にちょっと所用で行きましたところ、事務の方々が、うちの裏でも猫がすごいですよと。毎日、餌をやりに来る方が車に餌をいっぱい積んで、駐車場に皆ばらまかれると。注意をしようと思うんですが、怖くてできないということで、何とか条例をつくって、こういうことに対して対応してもらわなければ、環境面においても、またそういう傷害といいますか、事件、事故についても起こりかねない。

先ほど、法のほうの少しお話をされましたが、自治体によれば、自治体独自で餌やりに対する禁止条例をつくり、周南市もそうですけど、ちょうど去年のテレビですか、私は議会の模様をテレビで見たら野犬の質問がありましたが、その際に市長の答弁が、罰則を強化することも視野に入れて取り組んでいきたいということでしたが、防府市も独自の条例を制定して対応すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

これまで、動物愛護管理法に基づいて勧告等が行えるのは、多数の動物の飼養または保管に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態に限られておりましたが、本答弁でも申し上げましたとおり、本年6月に公布された改正法では、動物の飼養、保管に加え、給餌もしくは給水に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じている場合についても、都道府県は必要な指導または助言の後、必要な措置をとるべきことの勧告、勧告に従わなかった場合には命令することができることとされました。また、命令に違反した者に対する50万円以下の罰金の規定も、適用されることとなりました。

市では、生活環境を損なう行為に対し、厳しく指導するための根拠が必要であったことから、これまで条例制定に向けて検討してまいりましたが、このたびの法改正により指導等の根拠が明確に示され、法に基づいた対応ができることとなったことから、条例によらず、法のもと、生活環境を損なう餌やり禁止看板の設置、野犬の捕獲強化、猫の適正飼養の指導など、積極的に保健所と一体となって、野犬、野良猫対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 冒頭にも申されましたが、動物の愛護及び管理に関する法令等の一部改正がこの6月に行われて、来年6月から施行されるということで、要するに改

めて市独自の条例をつくらなくてもきちんと対応ができるということですよ。

そして、今言われた部分では、まず給餌、給水に対して、指導、勧告、命令、罰金が50万円以下ということで、恐らくなかなか行政が罰金を科するという事は、これまでのいろんな条例を見てもほとんどあり得ない状況であります。

条例をつくらなくてもきちんと対応できるんだということなんですが、もう一度、しっかりとした考え方といいますか、取り組む姿勢をお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

今後の市の取り組みでございますけれど、重複する答弁になりますが、法が制定されましたので、法のもと、まずは市民の方にしっかり法が改正されたこと、そして環境を損なうような餌やり、これは禁止となったことをしっかりと理解いただき、市民の方の理解を得ながら対応していきたいと思っております。

これまでも、苦情等を寄せられた場合には、自治会長さん等から、地域においてそういったことが防げるように、チラシを市のほうが作成しまして回覧をしたりいたしました。

今後につきましては、法のもとに、こちらの餌やり禁止、こういった看板、そういったことから皆さんの目に、より触れていただけるように取り組んでいきたいと思っておりますし、保健所と一体となって、こういったことは取り組んでまいりたいと思っておりますので、市といたしましてはまずは周知をして、それから苦情があるところには出向いていくということで対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。

私のほうに対策を求められた市民の方は、恐らくきょう、ネットでこれを聞かれていると思います。つけ加えて言いますが、毅然とした態度で対策に取り組んでいただきたい。今まではいつも捕獲は県とかいう話がありましたが、そうではなくて、県とともに一緒になって、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、ここで言うておきますが、私は決して猫や犬が嫌いなわけではありません。大好きであります。先般も20年飼った猫が亡くなり、まだお通夜のような気分ですが、そのような犬、猫が野犬となり野良猫となったのは、私は全て心ない人間のせいだと思っておりますので、しっかりとした対応に取り組まれることをお願いしまして、この項を終わります。

次に、右田地域への防災公園の整備について質問いたします。

近年、若い世代の方々による周辺地域への住宅建設が急増しています。特に、右田地域は住宅ラッシュと言っていいほどの状況にあり、これに伴い子どもたちも激増しております。

しかし、残念ながら、その子どもたちが安全で安心して遊べる公園や広場がなく、子どもたちをはじめ保護者や地域住民から、子どもたちが安全で安心して遊べる公園、広場の設置をという強く求める状況を、私はこの6月の一般質問で取り上げました。

これに対して、防災対策は重要課題と強調されている池田市長は、市全体の防災対策から、右田地域の佐波川右岸側地域に、防災機能を備えた防災公園の整備は必要と考えていますと答弁されました。

折しも、平成21年7月21日の痛ましい豪雨災害から、ことし10年を迎えました。その被災地である右田地域の住民は、池田市長のこの答弁に心強く、大きな期待を寄せております。

災害は、いつ何どき襲ってくるか、誰もわかりません。答弁に対し、スピード感を持った今後の具体的な取り組みが必要であります、そのお考えをお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の右田地域への防災公園の整備についての御質問にお答えいたします。

私は、市政運営の中で、市民の生命、財産を守る防災対策が最重要課題であると申し上げてきております。その上で、ことしの6月議会でも、市役所新庁舎を防災の拠点とすることや、現在整備中の新築地緑地、今後、解体予定の文化福祉会館の跡地を防災公園とする計画を申し上げるとともに、防府市全体を見ますと、佐波川右岸地域に防災公園が整備されていないことから、佐波川右岸地域の防災公園の整備の必要性について検討すると御答弁申し上げたところでございます。

その中で、右田を含む佐波川右岸地域は、山陽自動車道のインターチェンジなどがあるため、アクセス性にすぐれ、災害時の物流拠点となり得るものであるとも申し上げました。この地域は、防災公園を整備する場所としては適地であると考えております。

こうした中、先般、台風19号により、関東地域及び周辺地域で甚大な豪雨災害が発生し、被災地では大量の瓦れきや土砂が民家や道路を覆い、市民生活に大きな影響を与えました。それら災害ごみの迅速な除去が復旧段階で最優先しなければならないと、改めて認識させられました。現在、今回の被災自治体の災害対応などを本市に置きかえて、課題を整理するよう指示をしているところでございます。

こうしたことから、佐波川右岸地域における防災公園については一定の面積が必要であると考えておりますが、今、申し上げました課題の整理を行い、また整備を予定しております各防災公園や市役所新庁舎との役割分担等を図る中で、場所や規模、機能等を検討する必要があります。

災害は待ってくれません。いつ起こるか、わかりません。早期の整備が求められると思います。佐波川右岸における防災公園の整備に向け、場所や規模、機能等の検討を急ぎ、厳しい財政状況の中、財源にもめどをつけ、その整備方針を来年度策定いたします防府市の総合計画に位置づけられるよう、スピード感を持って取り組みたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 大変ありがとうございます。新総合計画に、佐波川地域を含む右岸側に防災公園の整備を考えていると、位置づけていくという答弁をいただきました。恐らく、地域住民の願いと期待が確実に地につき、前進を始めた、私は確信を持っております。

さて、ここで少し質問させていただきます。

まずは、少し角度を変えて、市が策定しております防府市緑の基本計画について質問させていただきます。と申しますのも、この計画の中に、公園に防災機能が必要だとし、その防災機能を発揮できる公園は不足しているとうたっております。

そこで、スポーツやレクリエーション活動が楽しめ、また災害時の避難や救助活動の拠点として、4ヘクタールの地区公園として、右田地域、北部地域に配置しますと掲げられております。そのことから、この質問をさせていただきます。

そこで、お尋ねしますが、今の現状から愚問かもしれませんが、この配置計画はどの程度まで進んでいたのか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 緑の基本計画につきましては、かれこれ20年前に策定されたものでございます。その後のいわゆる成果としてございますのは、議員おっしゃるように、市内全体の公園の配置であるとか、そういったことを満遍なく記載してございますが、成果として出ておりますのは、向島の運動公園の整備が進んだこととか、桑山の公園——市役所のすぐそばでございまして、その整備が少しできてきたこと等が挙げられますが、その後、財源等の問題もございまして、実は進んでいなかったというのが現状でございます。

そういったことでございますので、今、議員おっしゃるようなことも緑の基本計画の中に記載してございましたので、こういったものが今から、市長が答弁申し上げました調査

の後に、こういったものに置きかえていけばいいのか、具体的なものを緑の基本計画の中でも記載していくような形になると思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それで、先ほど20年ということが出ました。ちなみに、緑の基本計画ですが、これはいつ計画が策定され、目標年次はいつになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 平成11年の1月に最初のもので策定されておまして、目標年次は平成32年ということで、緑ということで長期の計画になっております。

ただ、中間年度というものの見直しのことも当時は記載してございましたが、そのもとなる都市計画のマスタープラン等の見直しをしておりませんでしたことから、ずっと20年間そのままであったといったことでございます。今、32年の目標年次に向かって、見直しをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 平成11年度に策定され、平成32年、20年という長期計画ですが、今や時代はドッグイヤーからマウスイヤー、いやいや、それよりもっと速い、市長のようにスピード感を持っているかもしれません。そして、目まぐるしく変化、変貌はしております。

果たして、20年という長期計画が時代にマッチしているのか、緑ということを言われれば、それはきょう植えたから、あした花が咲いたり、葉が茂ったりするわけではありませんが、計画のあり方についても私は今回疑問を持っておりますので、十分に見直しされる時点で可能な事業を上げてくる。あれもこれもと全体的な、全て何か形的なものに捉われず、可能なものを上げて、確実に実現させていくという計画に見直していただきたいと思っております。

そして、これも含めてですけど、行政の計画とか構想というものは、私自身、とかく失礼ですが、絵に描いた餅——これまでですよ——従前は絵に描いた餅のように見えて仕方がありません。今、地区公園、20年前に計画に上げられて、全く手をつけられていないということは、絵に描いた餅としか言わざるを得ません。

そこで、右田地域を含む佐波川右岸に防災公園を新総合計画に位置づけるということ

市長は答弁されましたが、総合計画は池田市長になって初めての総合計画の策定だと思いますが、今、申しましたように、絵に描いた餅という言葉が大変失礼かもしれませんが、総合計画に対する市長の姿勢、意気込みをまずお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 来年度策定いたします総合計画には、絵に描いた餅じゃないんですけれども、しっかりとできるもの、こんな時代でございますので、やることを書いていくということで、ある面では総花的にならないかもしれませんが、市民の皆様にはこれは市としてやるんだというものをしっかりとお見せしたいと思います。

また、チェックにつきましては、議会のほうでしっかりとチェックしていただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 私の考え方とほぼ一緒だと思います。できるものをやる。できないものはやらないというのではなくて、まず上げないと。優先順位を決めて、具体的な計画にさせていただきたいということでございます。

それで、質問を元に戻します。

右田地域を含む防災公園の整備について、先ほど申されました、これから調査等の段階に入るわけでございますけど、大まかでいいんですけど、また同じ言葉を使いますが、絵に描いた餅が私の中の頭にトラウマになっております。ということで、この公園の、市長が大まかで今の時点でイメージされるもの、そしてスケジュール的な考え、今時点でどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 答弁をいたしましたように、災害は待ってけませんので、少しでも早くというふうに考えております。

そうした中で、規模等についても検討していきますけれども、一定の面積のものは防災公園として、また場所的にも、公益の面もありますので、一定の面積が要するというふうに考えております。

財源等の問題もございますので、まず財源が確保できなければ絵に描いた餅になりますので、それをしっかり今後詰めていきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。

ということで、恐らく市長はやる気十分で、前向きに全力で今、前へ進んでいらっしゃると思うんですが、これを今から調査等をしていく中で、新年度予算で計画予算的なもの

の計上が私は必要ではないかと思うんですが、それはいかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今後の予算編成過程の中で、しっかりと検討していきたいと思
います。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 市長は、さきの行政報告で、新年度予算編成に当たって、財
政状況は厳しいが、防災を第一に、市民生活の安全・安心を重点項目とすると述べられて
おります。

私は、若いころ父から、欲しいものは我慢せえ、必要なものは借金してでも買えと教え
られております。まさしく、市長は欲しいものは我慢して、必要なものということで防災
公園を位置づけられると答弁されたと、私は確信しております。

冒頭に申しましたが、市長も言われました。災害は、いつ何どき、どこで発生するかわ
かりません。市民の安全・安心の中で、最も重要なのは市民の命であります。防災公園、
さらなるスピード感を持って一日も早く実現されますことを、地元住民をはじめ、大きな
期待を寄せて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、14番、三原議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、22番、和田議員。

〔22番 和田 敏明君 登壇〕

○22番（和田 敏明君） 会派「改革」、和田敏明です。

それでは、通告に従いまして質問いたします。誠意ある回答をよろしくお願いいたしま
す。

まず、防災についてお尋ねいたします。

さきの台風15号、19号により、関東、東北地方を中心に甚大な被害が生じるととも
に、数多くの尊い命が奪われました。ここで、犠牲になられた方々に対し謹んで弔意を表
しますとともに、被災された方々に御見舞い申し上げます。1日も早い復旧・復興をお祈
り申し上げます。

さて、本市においても、平成21年7月に発生した災害を教訓に、いつやってくるかわ
からない災害に対し、これまでいろいろな対策や備えを講じられてきているものと思いま
す。

ハード面においては、当時、土石流などが発生した場所には新たに砂防堰堤などが設け
られ、当時被災された方々からはある程度安堵の声が聞かれておりましたが、一方、ソフ

ト面を見た場合、ハザードマップ土砂災害編、佐波川洪水編、高潮編、地震編などの一通りのハザードマップ等の配布はされておりますが、以前にも一般質問でお尋ねいたしましたが、それぞれのこと細やかな内容や避難方法などの説明はなされているのか、また、自治会ごとに説明会を開催されているのか、市街地の至るところに海拔表示がされておりますが、この表示の目的について、市民に理解していただくよう働きかけをされておられるか等々、本当に市民を安全に守ることができるのか多くの疑問がございます。

近年、多く発生している災害と被害の大きさからみても、今は1分1秒の時間を惜しんでも物事を前に進めていき、いかにして命を守るかを市民にきめ細かく丁寧に説明し、理解をしていただくことが大事なことではないでしょうか。

そこで、このたびの災害において、メディア等で取り上げられた問題点や課題から何点かお尋ねいたします。

まず、情報の伝達方法についてお尋ねいたします。

このたびの災害は多くの解説者の方々は想定外ではないと言われております。しかしながら、避難勧告などの発令がその対象地域の住民にうまく伝達されていなかったことなどにより、多くの犠牲者が出たといわれております。このような場合、本市においては対象地域の住民にどのような方法で伝達されるのかお尋ねいたします。

なお、同報無線は地震時以外、大雨等のときなんかは雨音や風などによりほとんど聞こえないような状況にあるのではないかと思います。

2点目に、避難場所についてお尋ねいたします。

先月の11月22日、一般質問の通告締切日の翌日の読売新聞に、一時避難場所にもなる、防府市が防災公園を整備という記事が掲載されておりました。この記事に対して複数の市民から、「なぜこんな公園を議会は認めたのか」、「海沿いの危険なところになぜ避難所を」、「あんな場所に大型遊具が要するのか」といった内容での問い合わせが多々ありました。当初予算には3億円が計上され、事業説明には河川の浚渫と防災施設の整備とだけ記載されておりました。

詳しい公園の整備内容等は、本年6月の定例議会の直前に行われる勉強会及び説明会の中で説明なされたと聞いております。市民の方々に誤解のないように言っておきますが、定例議会の前に行われている、提案される予定議案の勉強会及び説明会は地方自治法に抵触するのではと、現在、全国的に問題視されております。このことから、私は以前より、開催されている勉強会及び説明会は提案議案の事前審議に当たると判断して、私はあえて欠席しております。

話を戻しますが、私は決して港の修景整備に反対するわけではありませんし、拠点とな

る施設も必要と思っておりますが、南側に既に防府市スポーツセンターが防災拠点となっていることから、なぜ今あえて潮彩市場付近に防災公園を、またよりによって、県有地に整備されるのか疑問に思っております。

以前から一般質問などをお願いしておりますが、本市の北側にも防災公園に匹敵する多目的運動広場の設置は先ほど検討していただけたということでしたので、これはこの程度にとどめておきますが、いずれにしてもハザードマップ等で御承知のとおり、本市でこのたびのような災害が発生した場合、佐波川と山に挟まれた小野、右田、玉祖地域のほぼ全域でほとんどの土地が浸水などの被害を受けるように、佐波川ハザードマップに示されております。

また、佐波川が氾濫するほどの雨量であれば、当然ながら、山側は土砂災害の発生や危険性があり、避難のタイミングを誤った場合、山側、あるいは川側のどちらにも避難することができないような状況になります。

もし、佐波川の氾濫や土砂災害が起こってしまった場合、どこにどの程度の被害を及ぼすおそれがあるのか、また、どの程度の想定がなされているのか疑問に思いますが、現在、本市では当たり前のように学校や公民館、あるいは福祉センターなど、公共施設が緊急時の避難場所として指定されております。

しかしながら、地域住民の方全員が避難された場合、現在、指定されている避難場所では容量が不足していることは明白だと思います。また、指定されている避難場所は本当に安全と言えるのでしょうか。実際に、佐波川の氾濫や土砂災害の危険性が予測された場合、危険区域にお住まいの地域住民の方々の安全を確保するために誰もがわかりやすく、より安全に避難できる、また、地域住民の方全員の受け入れが可能な避難場所としてはどこを考えておられるのでしょうか。

また、これまで本市では、災害時における避難行動要支援者等への救助方法については自治会や民生委員、あるいは医師会等とも連携をとりながら進めてこられていると思いません。

ここで、避難弱者の観点から少し角度を変えてお伺いいたします。

このたび、先輩の山田議員の一般質問でも取り上げておられました家族同様な扱いをされているペットの避難場所についてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3点目に、人材不足についてお尋ねいたします。

今回の災害において、多くの行政機関において避難所などに多くの職員をとられ、現地調査など手が回らず、交通規制ができず犠牲者が出てしまったケースもあり、人材、人数不足が問題になっておりました。

私は、平成30年の9月の一般質問で防災について質問した中で、平成21年の豪雨土砂災害で当時陣頭指揮をとられたOBの方々などに、例えば、アドバイザー等何らかのお手伝いをしていただいたらどうかとお尋ねしたところ、平成21年の豪雨災害を経験した職員、当然、今OBになっている職員もおりますし、現職の職員もおります。これらの職員の持つノウハウであるとか経験というのは大変貴重でございますので、どういうふうな有効活用をしていくかということは今後の検討課題とさせていただきますとの回答をいただきました。

しかしながら、その後、何ら検討内容は示されておられません、一体どのように検討され、どのようになったのかお尋ねいたします。

4点目に、災害廃棄物処理計画についてお尋ねいたします。

本市においても、平成21年7月に発生した災害における災害廃棄物、いわゆる災害ごみの置き場の確保に莫大な時間を要し、大変だったというお話をお聞きしております。

災害が発生後、すぐに直面する課題が災害廃棄物、いわゆる災害ごみ置き場の確保ですが、本市においては本年4月に災害廃棄物処理計画を策定され、仮置き場の選定に当たって留意点などを示されました。

現在、この計画に沿って、自治会の災害廃棄物ステーションについては各自治会に照会をしているようですが、早急にこうした仮置き場の確保を進めておく必要があると思いますが、現時点での進捗状況をお尋ねいたします。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 22番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の防災についての4点の御質問についてお答えいたします。

今回の議会においては、防災対策に関して多くの質問がなされました。私の重要政策の一つであります市の防災対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

まず1点目の情報伝達についてです。

避難情報の伝達方法については防災行政無線屋外スピーカーをはじめ、戸別受信機、緊急告知防災ラジオ、市メールサービス、緊急速報メール、要配慮者を対象とした電話・FAX配信サービス、ヤフー防災速報等、自動的にお知らせする複数のプッシュ型情報伝達媒体を活用しているところでございます。あわせて、自治会長への電話連絡、広報車による広報やテレビ等さまざまな手段で避難情報伝達に努めております。

次に、2点目の避難場所についてでございます。

市は災害が発生するおそれのあるときには市民の方が安全に避難できるよう、避難経路が被災しないうちに空振りを恐れず、早目の避難勧告等を発令するよう努めており、市が避難勧告等を発令した場合は速やかに最寄りの避難所へ避難していただきたいと考えております。

災害の規模によりますが、避難所が避難者で満員になった場合や避難所が危険な状態に陥りそうな場合は、市の所有するマイクロバス等を活用し、速やかに避難者をより安全な避難所へ輸送することとしております。

また、避難所ではペットを連れての避難は可能でございますが、アレルギー等の問題から、原則として避難者の居住スペースとは別の場所で対応をすることとなります。

次に、3点目の人材不足についてです。

市では、平成21年7月豪雨災害を経験された消防OB職員と退職自衛官を防災危機管理課に配置することで市の防災体制の強化を図っているところでございます。

市といたしましては、退職された市職員につきましては、現役時代の経験等を生かし、防災活動を含め地域にて活動されることを期待しております。

最後に、4点目の災害廃棄物処理計画についてです。

先日の田中健次議員からの災害対策についての御質問の答弁内容と重複する部分もございますが、改めて御答弁いたします。

本年4月に策定いたしました防府市災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物の仮置き場として災害廃棄物ステーション、一次集積所及び二次集積所を設けることとしております。

現在、災害時に市民の皆様にも最も身近な排出場所として、従前から設けております災害廃棄物ステーションについて各自治会に御協力をいただきながら、見直しを含めた確認作業を行っているところでございます。

また、一次集積所及び二次集積所につきましては公有地を中心に対象地をリストアップしたところであり、今後、これらの現地を確認し、土地所有者等との協議・調整を行ってまいります。

市といたしましては、発生時における災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施できるよう、計画に沿って仮置き場の確保にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、情報伝達についてですが、すごくきめ細やかにやっておられるなというふうに思

うんですが、先ほど電話やファクスでということもありましたが、例えば、要介護支援者であったりとか、例えば、免許がなくて車移動ができないとか、足が悪いとか、そういった方々へ電話した際に助けが欲しいといった場合は、どういうふうな対応をされるんでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

要介護者というか、要配慮者、災害の場合は。そのようなちょっとお体に不自由な方については、日ごろからケアマネジャーさんとかと連携していらっしゃると思いますので、その方たちがうまいこと避難につなげていただけるんじゃないかと思っております。

それから、災害の危険性というか、まだ切迫していない状態で避難準備・高齢者等避難開始というようなレベル3でございますけれども、これも発令をいたします。その場合は、福祉施設等にも福祉関係の部署からしっかりとちゃんと連絡が届くようにしております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 実際のところ、要配慮者というのは結構おられると思うんですが、実際、今の人員で足りるといふふうに想定されておるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 電話・ファクスの登録制のものでございますけれども、そういったものでも御連絡をいたしております。障害等——視覚障害、聴覚障害のおありになる方とか、75歳以上の高齢者の方には、いわゆる登録制になってございますので、御依頼がありましたらお知らせするという形になっておりますけれども、電話では今26件、そのうち障害を持っていらっしゃる方が19件ございます。それから、ファクスの場合、聴覚障害になろうかと思っておりますけど7件といったことで、呼びかけはしておりますので、我々のほうとしては対策をとっておると思っております。あとはやはり、福祉関係のマンパワーでそこはカバーしていくという考え方でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 近年、さまざまな事例もございますので大変とは思いますが、行き届くようによろしくお願いたします。

次に、2点目の一時避難場所にもなる防災公園の整備について、まず、当初予算の事業説明からこれだけの巨大プロジェクトがひっそりと進められたことに大いに不満もございますが、一方で、私は一議員として反省もしているところでございます。

それではお尋ねいたしますが、災害時に海上からの救援物資を受け入れる県の防災拠点

はあるのに、なぜ県有地に市がわざわざ公園を整備されるのでしょうか。ましてや、防災公園といえは聞こえはいいですが、居住区からは遠く離れており、どのような災害時に市民がこの公園に避難すると想定されているのでしょうか。私が思うに、地震、高潮、台風などの災害時にわざわざこんな遠くまで、また、あえて危険な水際に避難する人がおられるのでしょうか。疑問に思っております。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 事業については土木都市建設部が進めておりますけれども、私のほうから防災の観点からお答えをいたしたいと思っております。

これ海っぺりでというようなお声も我々のほうに届いております。例えば、高潮でありますとか津波、この場合は多分、機能はなかなかしにくいと思いますが、風水害の場合は有効に活用できるのでないかというふうに考えております。

それから、ここの場所の特殊性なんですけれども、あそこは、県の地域防災計画において三田尻中関港の防災拠点というふうに位置づけられております。

また、三田尻中関港築地4号岸壁というのが耐震岸壁ということで整備されておりますので、非常に重要な第1次緊急輸送道路にもつながっておりますので、岸壁で物資をおろす、そこから自衛隊とかソルトアリーナとかというところに輸送道路がつながっておりますので、そこから運ぶといったことをございます。

その作業には人員が要ります。そういった人員をとめ置くというようなことでも防災遊具は活用できると。テントになりますので、そういった活用を考えているということで。

みなとオアシスの中にありますので、日ごろは防災だけではもったいないので遊びに来られた方にくつろいでいただく、レクリエーションもかねて整備するものでございまして、県有地に県の御理解がありまして、御協力がありまして今、底地を整備していただいております、その上に建てさせていただくということで、県と市で連携して行っておるものでございます。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 決して、いろんなところにきめ細やかに防災対策をしていくことに反対はいたしません、近年、多く発生している災害から見てみると、本市において一番被災が考えられるのは、佐波川の右岸側であるにもかかわらず、なかなか防災拠点の整備が前に進んでおらないような気がしております。安全に避難できる避難場所等を検討されないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 現在のところは、右田地域でいきますと、指定緊急避難場所ということでいきますと、右田地域が7カ所、玉祖地域が3カ所ということでございます。公共施設ができましたら、それは今からの建物ですから堅牢な建物になってくると思いますので、それを建てましたら場所の指定ができるかなとは思いますが、現在のところは、特段そういった箱物とかを建てる計画はございません。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 幸いにも、右田、玉祖地域には高速道路が走っていることから、非常時にはこの高速道路を避難場所として利用できるようにできないでしょうか。

また、佐波川の右岸側、特に小野地域、ここはちょっと高速からも離れておりますので、避難タワーみたいなものの設置が必要ではないでしょうか。お伺いたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） いろいろ御提案いただきましたけれども、基本的には先ほど申しました指定緊急避難場所に早目の避難をお願いしたいというふうに考えてございます。

それから、佐波川の洪水というのはかなりの被害想定でございますけれども、右田中学校、玉祖小学校、この高層階を避難所にすることができますので、早目の避難をお願いしたいというふうに思っております。

それで、そういったことなので、タワーというアイデアもちょっと承りましたけれども、あとは高速道路もしっかりしたものができておりますので、そういったところを活用して遠くのところまで避難されるとかいうことはあるのかなと思っておりますけれども、高速道路が避難場所になるかということについては、ちょっと私のほうからお答えするとよろしくないとしますのでお答えは避けさせていただきますけれども。

あと、避難は時系列でやっぱり考えていただくということが必要だと思っております。ハザードマップを見ると真っ赤かになっていて、これじゃ全部つかるといようなことがありますけれども、すぐにすぐにそういうふうになるわけではなく、また特別警報が発令されましたとかといういろんなタイミングで捉まえて避難をしていただくという考え方でございます。

市内には、例えば、スーパーマーケットとかと協定を結んでおりまして、そういった駐車場にも一時避難ということはできますというようなことになってございますので、車が出る避難が可能なのであれば、そういったタイミングで身を守っていただきたいというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番(和田 敏明君) 私、以前から申し上げておりますが、自助というのが非常に大事だと思っています。自分の身を自分で守ることによって、例えば、心ある人が助けに行かれて、その方まで犠牲になるというようなことまで防げるというふうに思っておりますが、なかなか実際、避難勧告であったり、避難指示が出た場合に行政サイドが思うように避難誘導が届かないというか、誘導はしているんですが、思うように動いていただけないのが現状ではないでしょうか。

そういった中で、近年の大きな災害において犠牲となられた方々がたくさん出ていることは御承知のことと思います。そういった中で守れないではやはり済みませんので、この高速道路の活用と避難タワーについては、ひとつ検討していただきますようお願い申し上げますが、一応回答だけ聞かせてもらえますか。

○議長(河杉 憲二君) 総務部理事。

○総務部理事(石丸 泰三君) ちょっと考えさせていただきます。ちょっと難しいかと思えますけれども、考えさせていただきます。

○議長(河杉 憲二君) 和田議員。

○22番(和田 敏明君) わかりました。

続きまして、人材確保についてですが、山口河川国道事務所の河川管理官にお目にかかることがありまして、行政経験者であるOB職員の支援制度についてお聞きしたところ、国ではOBの方はより専門的で判断力がすぐれていることなどを理由に、過去、災害復旧に携わられたOBの方々等の活用を積極的に行っているとのことでしたが、消防のOBの方なんかを今、活用していただかれるということですが、まだまだいろんな分野において当時陣頭指揮をとられたOBの方々もいらっしゃると思うんですが、もう少し幅広く活用していくことはお考えにはないでしょうか。お伺いたします。

○議長(河杉 憲二君) 総務部理事。

○総務部理事(石丸 泰三君) お答えいたします。

市の消防のOBと退職自衛官の方が御活躍をさせていただいております。特に、出前講座だとかいうところにお出向きになられまして精力的に活動されていらっしゃいます。休日、夜間問わずといったところで、地域の方と膝を突き合わせていろんな御質問にお答えしておいて、やはりそういうところで懐の深さというか、引き出しの多さとかいうことで非常に地域の方に納得していただいて、ハザードマップの見方でありましてとかそういったところで理解を深めていらっしゃるところでございます。

我々、防災危機管理課、今その退職者2人を含めて、県内で見ますとかなり人数は多いほうで、かなり対策は進んでおるといふふうに考えております。退職者の方をそうやって

仲間に入れていくということになりますと、やはり雇用ということになりますので、ここはちょっとまだ今の2人で十分今のところは機能しているかなというふうに考えてございます。

市の職員のOBにつきましては、地域においては常日ごろ防災にかかわらずいろんな対応が求められているのではないかというふうに思っております。それとOB職員が防災士になられたり、自主防の役員になられたりというふうな対応、活躍をされていると思いますので、市といたしましては雇用するというんじゃなくて、そうしたOBが現役時代に培った知識、経験をスイッチが入ったように地域で発揮されることを期待しておるといったところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 例えば非常時にお手伝い願える、例えば支援職員制度なんかを設けられたらより多くの命が救えるのではないかと思います。ぜひとももうちょっと幅広い視点を持って、より多くの方々に行き届くように配慮をお願いいたします。

ちなみに、防災士さんは大変ありがたいんですが、特にお若い方なんかだと現役でやはり働いている方の割合が高いのではないかと思います。もし災害が昼間に発生した場合、災害の対応は非常に限られると思うんで、その辺も含めてやはりより多くの人材活用というものを考えていただくよう要望いたします。

ちょっと戻って済みませんが、ペットの件ですが、例えば私の地域なんかであると、自由ヶ丘の住民は玉祖小学校に避難してくださいというような指示というか、そういったものが出されておりますが、学校でいえば、各教室ブースが分かれていますよね。そういったところの活用も、これはちょっと考えて、いつやってくるかわからないので早急にちょっと検討していただくよう要望いたします。

それと、災害ごみですが、今現在、まず早急に計画に沿って仮置き場の確保に奔走されていることに敬意を表します。ありがとうございます。

それで、実際、今まだ足りているのかということと、これからどのような動きをしていくのかということをお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

自治会を対象に災害廃棄物ステーションにつきましては、今年度確認を含めましての照会をいたしております。現時点におきましては、254の自治会のうち、残る6自治会がまだ未定な状況でございますけれども、約98%におきまして確定をいたしております。その中には、以前のものとは場所を変更したほうが望ましいということで変更したところ

もでございます。その変更につきましても全て確定いたしております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 最後になりますが、先ほどの高速道路、また避難タワーの設置等々しっかりと検討していただくようお願いいたします。そして、先ほど先輩の三原議員の御質問の中で、市長答弁に、市の北部地域に防災公園を進めていくというような心強い御回答をいただいておりますので、当時は右田地域というひとくくりでしたが、今は右田地域、玉祖地域の方々も今の市長の御答弁に大変期待を持っておられると思います。

いずれにしましても、市民の方々が安心して住めるよう早急に何らかの対策を進めていただくよう要望して、この項の質問を終わります。

続きまして、庁舎建設についてお尋ねいたします。

本市の新庁舎建設に向けて平成31年4月に配布された庁舎建設だよりで、まずベースとなるものを提示していただきました。その後は、主に庁舎建設調査特別委員会の意見や要望を聞いてこられた中で、先月10月21日に開催された新庁舎の説明会で、さらに具体的な新庁舎のイメージパースが配布され、防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託契約の締結及び新庁舎提案概要について説明がなされました。その説明された内容で疑問点や確認しておきたい点がありますので、何点かお尋ねいたします。

まず1点目に、私は当然ながらこれから議会や市民の意見や要望をさらに聴取した後に、より多くの市民の納得を得られる新庁舎の設計をされると思っておりました。

しかしながら、プロポーザル方式を認めたのだから、今さらあれを変えろとか、これを変えろとか言われても困るといった回答があったと記憶しておりますが、まず確認です。間違いはないでしょうか。

そして、2点目に、平成31年4月に配布された庁舎建設だよりの建設スケジュールに、今後、市民ワークショップやパブリックコメントなどを実施し、市民の皆様の声を設計に反映させていきますと記載されておりますが、本年11月21日から12月18日にかけて3回行われる市民ワークショップで間違いはないでしょうか。また、パブリックコメントについてはいつ行われる予定か教えてください。

3点目に行政ゾーンの形成と称し、山口県防府総合庁舎の機能移転や防府警察署の誘致など、防府市の新庁舎はまるで山口県のために建設されるかのように見えますが、これらの建設を誘致される場合、それぞれの負担金はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

4点目に、本年7月30日から8月1日にかけて庁舎建設調査特別委員会の行政視察が

行われ、先月の11月15日に配布された防府市議会だよりに岐阜県土岐市、愛知県半田市、三重県伊賀市の3市の庁舎建設に対する行政視察報告が掲載されておりましたが、恐らくごらんになられていると思いますが、その中に視察先3市の庁舎建設工事費として土岐市は約41億円、半田市と伊賀市はともに約51億円と掲載されておりました。その中でも特に注目されるのは半田市で、人口は本市とほぼ同等の11万7,000人で庁舎建設工事費は約51億円です。

しかしながら、本市の新庁舎にかかる、これは全ての費用ですが、半田市の倍以上の約110億円となっております。なぜ、これだけの建設工事金額の差が生じるのでしょうか。半田市の庁舎と本市が計画されている庁舎とは一体どこがどのように違うことでこの金額差が生じるのかお尋ねいたします。

5点目に、視察報告のまとめには、防府市新庁舎建設基本・実施設計を進める上で参考となるような知見が得られたと記載されておりました。この視察には執行部も同行されていると思いますが、そこで参考になったこと、また、取り入れていきたいことなどはあったのかお尋ねいたします。

以上、5点についてお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 和田議員の庁舎建設事業についての御質問にお答えいたします。

庁舎建設につきましては、まず、平成30年8月の庁舎建設調査特別委員会におきまして、市民の命を守るため、1日でも早く建て替えられる現庁舎敷地を建設地とする方針をお示しいたしました。その後、平成31年2月、令和元年5月の特別委員会におきまして、山口県防府総合庁舎機能の移転や議会棟の継続使用等の基本的な設計条件をお示した上で、公募型プロポーザルによる業者選定を経て、現在、基本設計を進めているところであります。

まず1点目の御質問でございますが、去る10月21日の説明会では、契約した設計業者による提案概要をお示しし、今後それをベースに、皆様の御意見を伺いながら設計を進めていく旨を御説明申し上げました。現在、市民ワークショップ等で御意見や御要望を伺っている最中でございます。

しかしながら、先ほど申し上げました基本的な設計条件につきましては、事前に御了解を得た上でその条件のもとで業者を選定したものでございますので、設計の中で変えていくものではないと、そういう認識をお示し申し上げたところでございます。

次に、2点目についてでございますけれども、市民ワークショップでございますが、議

員がお尋ねになられたとおりでございます。パブリックコメントにつきましては、基本設計の案が完成いたしました後に実施いたしますので、来年2月前後を予定しております。

3点目の県の施設を移転、誘致する際の県の負担につきましては、応分の負担をいただきますという方針でございます。取り扱いの詳細につきましては、現在、県と協議をしているところでございます。

4点目の庁舎建設調査特別委員会が視察されました3市との建設費の比較についての御質問でございます。

近年、人手不足、あるいは働き方改革の影響等ありまして建設費が上昇傾向にございます。県内でも幾つかの庁舎が建て替えられておりまして、昨年竣工しました周南市役所、ことし竣工しました長門市役所、さらには先日1期工事の契約を締結されました宇部市役所について建設費の1平米あたり単価を比較しますと、現時点で本市は低い水準となっております。このたびの視察において先方とのつながりもできましたことから、今後、建設単価の動向についてもお尋ねしながら建設費の精査を行ってまいりたいというふうに思っております。

最後の5点目といたしまして、特別委員会の視察において得られた知見についてでございますが、議会だよりの視察報告にも挙げられておりましたように、防災対策や環境面への配慮といったハード面から、窓口やセキュリティ対策などのソフト面まで、それぞれの市の実情に応じたさまざまな対応をはじめ、実際、そこで勤務されている職員の方に向った使い勝手等に関する感想等についても、今後設計を進める上で参考となる貴重な情報であるというふうに考えております。

設備に関する一例といたしまして、太陽光パネルでございます。今回視察いたしました3市のうち、半田市を除く2市については、初期費用の回収が困難といった理由から採用を見送っておりますので、防災拠点機能の強化と費用対効果の両面から慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。いくつか再質問したいと思います。ちょっと前後するかもしれませんが、御了承ください。

まず、以前、庁舎建設だよりに載せられておりましたが、ある程度イメージ図を出されまして、そのときには、現在入っておる福祉棟であったり、立体駐車場というのはなかったんですね。これについては、どこからの意見を拾ってこのようになったのかお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） そこがプロポーザルの自由度の部分でございまして、技術提案というのをいただいて、そのよしあしを踏まえて設計者を選ぶというのがプロポーザルでございすけれども、それをプロポーザルを行います前に、契約条件となります特記仕様書というのをお示しいたします。その範囲内において、例えば、事業費を低減させる、あるいは工期を短縮するといった狙いのもとに、おのおのが自由な提案ができる範囲がございす。その範囲内において、駐車場を確保するには立体駐車場がよい、あるいはそれは災害用にも使えると、職員の業務効率の向上にもつながるといふような説明のもとに入ってきております。

福祉棟につきましては、社会福祉協議会というものが入りますというような中で、やはり災害時のボランティアセンターということを考えてときに、いわゆる立体駐車場等とのつながり、それとか前庭等とのつながりを考えて配置されたということで、いわゆる工夫された提案であったといったこととございす。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 確認しておきたいんですが、プロポーザル方式を取り入れて、それから初めてこういったイメージパースが出されました。

でも、しかしながら、その前には立駐と福祉棟の図は示されていないわけですよ。これがポンと中に入ってきて、この前の説明会の質問の回答の感じでは、また、先輩の今津議員の質問の回答に対してもちょっと感じるのは、これをポンと入れ込んで、議会の許可とかそういったものがない中で、これは変えられないよというような、ちょっとこういう進め方は、それはいいんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 福祉棟も立体駐車場もなかった図でございすけれども、それは2月、それから5月の特別委員会ごろにこれ示したもので、それは計画段階の今の設計者と違うところでお願いして、成果物としていただいたものです。

今、さっき特記仕様書というのを言いましたけれども、プロポーザルを得る、ここまでが提案範囲だというのを示す中で今の自由度が生まれてきたんですけれども、5月までの分というのが、あれに福祉棟を書いたり立駐と書くと、もう発注者の意図が見え見えでわかるわけです。ですので、なるべく基本的なところまでにとどめた、計画段階としてとどめたということとございす。同時に説明しておったんが、議会棟は継続使用します、県が入りますと。県が入る中には土木もあれば保健所もあるしということですね、そういったところもお示しをいたしております。

そうした要件を特記仕様書の中に入れてまして、そこから提案を得たというものでございます。なので、設計条件につきましては議会お認めいただきましたものですので、もうこれは変更はちょっとできないだろうと思っておりますし、あと提案の自由度の中で生まれてきたものにつきましては、それでその業者をよかろうということで選定をしておりますので、大きなところについてはちょっと変えるのは、ちょっとプロポーザルを進めてきた手続上の問題にも影響しますのでそこも難しいということで、今、提案を生かしながら、細部についてよりよくしていこうということでワークショップもあわせて進めているといったことで御理解いただけたらと思います。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 枠はあるにしても、えらいでっかいものが入ったなと思っております。例えば、この立体駐車場を設置するのとならないのと、どのぐらい費用の負担が変わるのでしょうか。また、立体駐車場にした場合は、維持管理費はどのぐらい生じると見込んでおられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 立体駐車場につきましては、やっぱり規模も検討中でございます。事業費、それから管理費等はまだはじいている段階ではございません。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） ちょっとこのたび非常に不思議なことで、もうちょっと我々議会としてもしっかりしないといけないなというふうに感じておるんですが、福祉棟であったり、立体駐車場であったり、ある程度イメージパースができて、当然、その金額があるから図面が引けるわけですよ。そういったパースができると思うんですが、おおよその数字は出て当たり前と思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 先ほど議員からも110億円という計画事業費が出ましたけど、先ほどの特記仕様書の中でも110億円の計画であるということを示しています。ですので、あの提案は110億円の中でできなければいけないということでございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 110億円の中でできなければならぬんですが、もともとなかった立体駐車場とか福祉棟がポンと入って、それで議会にはなかなか意見を採り入れないとか、だめだとか言う権利がないというのはちょっと、今まで余り私も経験したことがないなというふうに思っております。

以前、プロポーザル方式で大きなものといえば、山頭火ふるさと館のときなんかそう

ですが、あのときなんかは、幾つかパターンが示されてきたと思うんですよ。これでちょっと決まったといった後に、もともと当時、田中健次議員が危惧されていたことだと思うんですが、ちょっと高いからこれはまずいんじゃないかということで、その後、文化庁から指摘が入ったらコロッとひっくり返すんですよ。でも、文化庁から入ってすぐ返せるものが、議会から、今から例えば、じゃあ、そういう異議申し立てとか入った場合、これは変えられないということでしょうか、大きく。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 先ほどからも申し上げておりますけれども、その提案を選んだ、その提案もコンペではございませんからその提案で固まるというもんじゃないですけれども、その提案によって設計者を評価しておりますので、大きなところはちょっと変えにくいとか、変えられないということで御理解いただきたいと思います。

立体駐車場も福祉棟も総体的に事業費を落とす、それから工期を短縮するための方策として出しておりますので、全体としては事業費も縮減される方向での提案というふうに我々は理解をして評価をしたといったところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 時間にも限りがございますのでちょっと次の質問に移りますが、本来であれば契約が決まってから県の部分、決まってから基本設計に移ると思いますが、このような形である程度もう県にお願いしたとか、誘致の動きをしたとかいうことだけで前倒しで建物だけもうしっかりと建てたといった場合に、今後、契約にマイナスに働くことは考えられないでしょうか。

契約については、民間、誰でも入りたい人のために用意されているのであれば、例えば、賃貸とかそういったことも考えられると思うんですが、もう明らかに県の行政機関の誘致のためだけに建設されるのであれば、実際に建て替えるに係る費用負担をしていただくことは当然だと思いますが、応分負担というのがちょっとざっくり過ぎて、例えば、じゃあ、五分五分なのか、それとも七三なのかという、これで大きく市の負担が違ってくると思いますので、その辺のところ、もう少し詳しく応分負担について教えていただけますか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 県の施設の整備に係る費用の全てということでございます。あと立体駐車場とかも共用すると思います、恐らく公用車ですけれども。その部分は案分計算だとかいろいろな手法において100%回収するといったことでございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 以前より警察署のほうも誘致の動きをされておると思うんで

すが、これについてはもうそろそろ、今どういう状況にあるかお示ししていただけますか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 昨年10月に御要望をまずしまして、ことしの4月に前向きな御回答をいただいているんですけど、警察につきましては将来的な検討課題というところで、依然、変わりはありません。ですが、古くもなっているので将来の建て替えに当たっては、ある程度移転を見据えて検討はしましょうといったところで御回答を得ております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） これも今津議員の質問の回答で、県が存続する間は途中で出ていくことはないというふうなことでおっしゃられましたが、例えば、条件が合わず入らなかった場合はどうなるのでしょうか。建物だけつくっておいて条件が合わないということがあった場合、どうなるのでしょうか。それと、現在、お隣の山口市さんも庁舎建て替えを進めておられますが、まさかということはないでしょうね。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） そのまさかの意味がちょっとわかりづらかったんですけども、それはないというふうに思っております。逆に、我々が先に手を打てたのかなというところはあるかと思えますけれども。それで、逃げられたらということもございますけれども、初日のお答えと同じでございます、契約等でそこは縛らせていただくということも考えますと。

ただ、今、設計の打ち合わせも毎回県の方には来ていただいて一緒に進めておりますので。というのが、両方にメリットがあるやり方にしましょうねということでやっていますので、折り合いがつかずに逃げられるとか、そういう心配は私のほうは全然感じておりません。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） ちょっと市長にお伺いいたしますが、私も今、近年の災害なんか見てもそうですが、スピード感を持って庁舎建設を進めていかれて、市の職員にも市にも安全に向かっていくということは非常にいいことだと思いますが、少し物事が前後しているのではないかなという、議会の中でもちょっといろいろお伺いしたら、聞いたとか聞いていないとか、言ったとか言わないとか、そういったことがちょっと横行しております、少し戸惑いが隠せないのかなと思えますが、その辺について、今県とも交渉されているんでしょうが、もうちょっとふわっとした部分じゃなくて絶対大丈夫だというようなちょっと御回答がいただければと思うんですが。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほど理事が答弁いたしましたけれども、途中で約束がほごされとか、そういうことはありません。絶対あるはずないということは申し上げたいと思います。それから、いろんな検討状況につきましては、今でも行政報告等で申し上げているつもりではございますけれども、今後、一層、行政報告また議会を通じてしっかりと御説明していきたいと思えます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） それと、平成30年10月、議会と一体となって総合庁舎機能の移転と警察署の移転、県に要望したと回答されておりますが、ちょっとこの表現は私にも議員全員の総意であるかのような印象を受けるおそれがあり、事実とも異なりますが、これは訂正していただけないでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） それにつきましては、議長と連名で、また議長と一緒に、議長は議会の私は代表だと考えております。その上で12月の議会では行政報告をさせていただいておりますので、訂正することはできないと思えます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 済いません、時間になりましたのでこれで終わりますが、やはり行政と議会と市民としっかりと一丸となって、よりよい庁舎建設を進めていきたいと思っておりますので、議会としてもしっかりとこれは検討するべき問題もあると、課題もあると思えますので、今後とも一丸となって進めていただきますようよろしく願いして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、22番、和田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、2番、山本議員。

〔2番 山本 久江君 登壇〕

○2番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。今回は、大きく3点にわたって質問をさせていただきますが、まず最初に、男女共同参画について質問をいたします。

まず、市の審議会、委員会等への女性の積極的な登用についてお尋ねをいたします。

ことしは、1999年、平成11年に男女共同参画社会基本法が公布、施行されてから20年になります。法では、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」、こういうふうに位置づけまして、社会のあらゆる分野において、男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが重要であるとしております。

その上で、男女共同参画社会を実現するための5本の柱、すなわち男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、さらに、政策などの立案及び決定への共同参画、また、家庭生活における活動とほかの活動の両立、そして国際的協調を上げております。

第5次防府市男女共同参画推進計画（幸せますほうふハーモニープラン21）ですけれども、ここには、この男女共同参画社会基本法にこれは基づいているものでありますが、推進計画の重点項目1に上げられているのが、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大でございます。

市の女性委員の登用状況を、防府市男女共同参画審議会に提出されました資料で見ますと、いずれも4月1日時点でのことですが、平成26年度が27.2%、27年度が28.2%、28年度が27.6%、29年度が28.9%、そして30年度が29.5%と少しずつ増えてきております。

しかしながら、やはり十分とは言えない状況がございます。計画目標は35%となっておりますが、計画にもあるとおり、行政自らが率先して、ポジティブ・アクションを推進するという、この積極的な立場を表明してありまして、今後の取り組みの強化が求められております。

執行部におきまして、今後、どのようにして市の審議会、委員会等への女性の積極的な登用を図っていかれるお考えか、御見解をお尋ねをいたします。

2点目は、男女共同参画推進条例の改正についてお尋ねをいたします。

本市の条例は平成25年12月に制定をされましたが、その目的にも明記されておりますように、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進していくと述べられております。

その背景に、前文——前の文ですね、前文にも示されているように、全ての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意志によって多様な生き方を選択し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、これまで努力がされてきたものの、いまだ男女の不平等感や自由な活動の選択を妨げる要因も根強く、多くの課題が残されている。こういう認識がございます。

条例制定後、市民や各関係機関の取り組みの中で、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意志によってあらゆる分野の活動に参画し、ともに責任を担うといった流れが生まれており、積極的改善措置の取り組みもなされております。

しかしながら、一方で、性別等による差別的取り扱いやセクシャルハラスメント、ある

いは配偶者等に身体的、または精神的な苦痛を与える暴力的行為も依然として残念ながらもなくならない状況がありまして、取り組みの強化が求められているところでございます。

こうした中、全国の自治体の中で誰もが性別にかかわらず、個人として尊重され、あらゆる分野でともに活躍することができ、互いに個性と能力を発揮、その利益を享受できるようにと、条例を改正する取り組みが生まれております。

例えば、横須賀市では多様な性のあり方が問われている社会情勢を背景に、性的マイノリティーに対する理解促進と支援の重要性を明確に示して、その取り組みを確実に進め、男女共同参画と多様な性の尊重を実現するために、その根拠となるこの条例の改正を進めております。

また、兵庫県宝塚市においても、これまでも性別による差別的取り扱いについて禁じておりますけれども、その対象に性自認または、性的指向による差別的取り扱いを加え、全ての性的マイノリティーへの差別を禁止する条例改正が行われております。

国では、平成28年6月に閣議決定をいたしました、ニッポン一億総活躍プランなどにおきまして、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。こういうふうにも明記をいたしまして、来年実施のオリンピック憲章にも性的指向による差別禁止が加えられております。今、自治体での対応が求められているところでございます。

本市におきまして、こうした状況を踏まえ、どのように対応していくのか、御見解をお尋ねをいたします。

この項の最後の質問でございますが、男女共同参画に関する情報の提供、あるいは相談・支援体制等の充実を図るための拠点の整備についてでございます。

この点につきましては、第5次防府市男女共同参画推進計画におきまして、重点項目8の男女共同参画の視点に立った意識の改革の中で、まさに具体的な取り組みとして、拠点整備にかかわり、（仮称）男女共同参画センターの設置の検討が打ち出されております。センターでは、男女共同参画に関する情報の提供や相談・支援体制などの充実が図られるということですが、平成30年度の事業実績及び令和元年度の事業計画を見ますと、平成30年度、宇部市や山口市の先進地の情報収集を行った上で、その課題として市庁舎以外に設置することは難しい。予算的に難しいとした上で、令和元年度も引き続き検討していくとこの方向性が打ち出されております。

我が市において、男女共同参画にかかわるさまざまな取り組みや、また、市民や女性団体、関係機関の活発な活動がある中で、どのような拠点をつくっていくのか、具体的な方向性を出していくべきではないかと考えます。

市庁舎以外に設置することが難しいとの判断であれば、新庁舎の中で、センターの機能をしっかりと入れていくという考えもあるでしょう。だとすれば現在、基本設計の段階、来年度は実施設計に取りかかるわけで、市民の声を反映させなければなりません。

いずれにいたしましても、ハーモニープラン21に打ち出された事業でございます。事業ではありますが、やはり市民、とりわけ女性の声をしっかりとつかんでいく、今その時期にきている、必要があるのではないかと、こういうふうに感じております。

執行部におきまして、今後、男女共同参画センターの設置を具体的にどう取り組んでいられるのか御見解をお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 2番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山本議員の男女共同参画についての、3点の御質問にお答えいたします。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成10年、県内で一番最初に男女共同参画推進計画を策定し、平成25年には防府市男女共同参画推進条例を制定するなど、施策の推進に取り組んでおります。

まず、1点目の、市の審議会、委員会等への女性の積極的な登用についてです。

女性が男性とともにあらゆる分野における政策や方針決定の場に参画し、女性の視点や意見を反映することは、男女共同参画社会の実現のため重要でございます。

本市では、行政みずから女性の積極的な登用を進めるために、昨年、策定した第5次防府市男女共同参画推進計画において、令和4年度までに女性委員の登用割合が35%以上になるよう努力目標を掲げております。

平成31年度の女性委員の登用割合は30%であり、議員お示しの平成26年度と比較して2.8ポイント上昇をしております。今後は、委員を推薦していただく団体に、女性の積極的な登用を働きかけるなど目標の達成に努めてまいります。

次に、2点目の男女共同参画推進条例の改正についてでございます。

議員御指摘のとおり、性別等による差別的扱いやセクシャルハラスメントなどについて、さまざまところで取り上げられ、その解消のための取り組みが行われているところでございます。

本市では、性的マイノリティーへの差別解消の一つとして、選挙事務において不在者投票の宣誓書から男女の欄を廃止するとともに、投票所入場券の男性・女性の表記を数字に改めました。

また、児童・生徒への指導的立場である教職員へは、多様な性のあり方に関する研修会

を実施するとともに、市民の皆様へも市民セミナーを開催して理解を深めてきたところでございます。

性的マイノリティーへの差別解消の対応につきましては、男女共同参画推進施策や人権施策として位置づけられている自治体もございますが、取り組みについては、一定の方向に沿ったものではない状況でございます。

このような中、男女共同参画推進条例を改正することは、慎重に検討する必要がありますので、国や県の動向も注視しながら、今後の課題としていきたいと考えております。

なお、条例の改正の有無にかかわらず性的マイノリティーへの差別解消に向けて努めてまいります。

次に、3点目の男女共同参画に関する情報の提供、相談・支援体制等の充実を図るための拠点の整備についてです。

拠点として求められる機能としては、情報提供や相談・支援等がございますが、現在、本市では、健康福祉部社会福祉課人権推進室の職員3名と女性相談員1名の計4名で対応をしております。

特に、DVにおける相談や支援においては、庁内の関係部署だけではなく、警察署や山口県男女共同参画相談センターなどの関係機関とも連携して、対応している状況でございます。

新庁舎の建設に当たっては、関係課との動線を十分考慮するなど、市民の皆様にご利用しやすい相談場所を検討していきたいと考えております。

議員御案内の男女共同参画に関する情報提供、相談・支援体制の充実に向け、現在、設計を行っております新庁舎建設の中で、現在、実施しておりますワークショップ等における御意見等も参考にしたいと考えております。また、男女共同参画にかかわる市民の皆様が安心して相談できるとともに、支援にも対応できる体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 質問の途中でございますが、ここで少し早いですけれども昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。2番、山本議員の1項目めの質

問から再開いたします。2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、市の審議会、委員会等への女性の積極的登用でございますけれども、毎年、内閣府男女共同参画局が調査をいたしております。調査というのは、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況と、こういう調査でございますけれども、これを見ますと、全国比較もできるわけですが、山口県内の状況も容易にわかります。

それを見ますと、目標設定の対象である審議会などの現状値では、山口県内の女性比率平均30.9%に対し、防府市は29.5%と。それから地方自治法に基づく審議会等における登用では、県内平均が28.7%に対し、防府市は24.5%。もう一つ、地方自治法に基づく委員会等における登用では、山口県内平均が17.3%に対して、防府市は15.3%と、いずれも低い数値を示しております。

御答弁では、今後も努力をしていく、今後の努力も述べられましたけれども、ポジティブ・アクション等積極的な取り組みを、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

それで、再質問をさせていただきますが、この中で女性委員がいない審議会、委員会等はどれくらいあるのか。ここ3年間の推移で結構ですけれども、3年間の推移を示していただきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

各年度の4月1日現在における審議会と委員会の数を合わせたものでお答えします。

平成29年度は、審議会等は全体で87ありまして、そのうち女性のいない審議会等は9つでございます。30年度も同様でございます。31年度、本年度は審議会等は全体で91ございまして、そのうち女性のいない審議会等は11でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 女性委員のいない審議会が増えている状況がございますね、今の御答弁を聞きますと。第5次推進計画の指標では、令和4年度には女性委員のいない審議会等はゼロにしていくと、そういう計画になっておりますが、今後、どのように取り組んでいかれるのか、かなり腰を据えてやらなければならない課題だと思いますけれども、そのあたりの御見解、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

本市の審議会等によっては、委員に専門性を求めるものや推薦をいただく団体の構成員の大半を男性が占めている団体もございますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、委員を推薦いただく団体に対しまして、女性委員の積極的な登用を働きかけてまいりまして、目標指標に近づけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。前向きな取り組みを期待をいたしますけれども、その一環として、例えば大分市では、市各種委員会等における女性登用率を、市のホームページで公表して取り組みを強めておられます。

防府市では、審議会の状況やあるいはフォトコンテストの結果が見られますけれども、それに加えて、こうした状況の公表ということを検討していただけないか、その点、お答えをお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

ホームページ等に公表することにつきましては、女性の登用を働きかけるためにも重要であると考えておりますので、公表内容等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。これに限らず施策実施状況のいわゆる見える化、これを図っていくことは、まさにこうした問題は市民ぐるみの取り組みにしていくという点で重要だというふうに感じております。どうぞよろしく願いをいたします。

それから、次の条例改正ですけれども、最初に、横須賀市と宝塚市の例を挙げましたけれども、男女共同参画都市宣言を行っている東京都豊島区におきましても、条例改正がこの3月でしたか、行われました。全会一致です。

条例改正された附則を見ますと、このように書いてあります。「様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。」こういうふうに附則に書きまして、所要の改正に取り組んでおられます。

全国ではこういう動きが出てきております。調べてみましたら、今日、男女平等のレベルを示すジェンダーギャップ指数というのがあります。このジェンダーギャップ指数で日本は149カ国中、110位と言われておりまして、こうした問題に対する取り組みが大

変おくれております。

また、民間の調査でもLGBTは日本の人口の約7.6%存在すると言われており、やはりその正しい知識と、それから性的マイノリティーを含め全ての人の人権が尊重され、差別のない社会、こういったことが求められていると思います。

今回、私は条例改正というこの視点から取り上げてまいりましたけれども、個人の尊厳とジェンダー平等のために、教育の分野あるいは労働の分野、雇用の分野、あらゆる分野での取り組みが必要だというふうに強く感じております。

その中で、行政の果たす役割、これは極めて重要だというふうに感じておりますので、今後、この条例改正には慎重なという言葉が付きましてけれども、積極的な取り組みを要望いたしておきます。

それから次の項目ですが、拠点の整備にかかわってですけれども、相談・支援体制の充実を図ることの重要性、これは推進計画の中でも述べられておりますけれども、相談件数はこの間どのように推移しているのか、その実情を教えてくださいたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

3カ年度の件数でお答えさせていただきます。相談件数につきましては、平成28年度188件、平成29年度220件、平成30年度312件と増加傾向でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 御答弁いただきましたように、相談が大変多い。しかもこの2年間で1.7倍ぐらいになるんですかね、増える傾向でございます。拠点の整備とは、私はこういうふうに思うんですけれども、こうした相談・支援体制が十分図られていくこと、それから情報の収集、あるいは提供、そして発信をしていく。この発信がきめ細かくできて、そして男女共同参画に取り組んでおられる団体や、あるいは自主的な活動を展開する市民の相互交流、あるいは促進が図られる、そうした場であろうと思います。

そのために何が必要か。いろいろ各地の男女共同参画センターで備えておられる施設の中身を見てみましたら、例えば、相談室あるいは会議室、交流スペース、あるいは授乳室やキッズコーナー、そして男女共同参画にかかわる資料や書籍等のコーナー等、こういったスペースの確保、どうやって確保していくのかというのは、それぞれの地域で違うと思いますけれども、そうした中身が必要であり、こういったものが望まれるというふうに私は感じております。

いずれにいたしましても、令和4年度までの事業計画にうたわれた拠点整備をどのよう

にしていくのか、さまざまな市民の声を聞く必要があると考えております。防府市版の拠点整備に多くの市民の意見が、まさに女性の声が本当に反映されていく、このことが大変大事だということで反映されるようお願いをいたしまして、時間もありますので、次の項に移っていきたいと思います。

次は、2点目の質問、クリーンセンターの運営についてお尋ねをいたします。

まず最初に、11月から3月までの祝休日のごみ収集の実施について、執行部のお考えをお尋ねをいたします。

この質問は、平成27年12月の議会の一般質問でも取り上げさせていただきました。祝日の燃えるごみの収集については、平成18年4月より、夏場——つまり6月から9月——を除く期間の祝日について、ごみ収集業務が廃止されました。夏場の暑い時期は生ごみや使用した紙おむつなど、1週間も家庭で保管することは衛生上も好ましくないことから、収集がされているわけですけれども、その後、執行部の御努力もあり、平成26年からは10月の祝日も実施されることになりました。

しかし、その後も市民の方から、狭いアパートなどでは祝日収集がないと、1週間ごみを保管するのは困るといった声や、次の収集日には、集積場所がいっぱいとなること、思わず間違えて集積場所にごみを出し、収集のないことに気づき自宅に持って帰ったという人もおられます。冬場の祝日収集が廃止されて13年になりますけれども、今日においても改善を望む声が上がっております。

前回いただいた答弁では、行政改革を進めるという点でいうと、市民の皆様にご不便をおかけすることもあるかと思いますが、逆に言えば、また新たな行政サービスも始めさせていただくということですので、今のところこのまま進めさせていただければというふうに考えている、こういう御答弁でございました。しかし、ごみを出す市民も、また、2回分の山のように積み上げられた集積場所で収集業務に携わる職員や業者も大変でございます。祝日が頻繁にあるというわけではありませんけれども、であるならば、なおのこと見直しを行っていただけないかと考えますが、いかがでしょうか。改めて執行部の御見解をお伺いをいたします。

質問の2点目は、リサイクルの現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

毎年、環境省がごみ問題に関する意識調査を実施をいたしておりますが、それを見ますと、ごみに対する意識が低下している状況が明らかになっております。

ごみ問題への関心について、非常に、あるいはある程度関心があると答えた人は、2007年度では85.9%でしたけれども、2017年度には67.2%へと落ち込み、また、ごみを少なくする配慮やリサイクルをいつも、あるいは多少心がけている、この間

いに対しては、２００７年度の７９．３％から２０１７年度には５７．６％に、２１．７％も大幅に落ち込んでいます。

また、ごみ問題は深刻だと思いながらも、多くのものを買ひ、多くのものを捨てている、この問いに対しては、２００７年度の７％から２０１７年度には１２．８％と５．８％も増えております。

こうした中、国も力を入れているリサイクル率ですが、国の調査を見ますと２００７年度にやっと２０％台になったものの、大きな伸びは見られず、近年ほとんど上昇しておりません。国の調査からは、ごみの減量はまさに足踏み状態で、ごみを資源として生かそうというリサイクル率も低迷をいたしております。

我が市の状況はどうか、令和元年度防府市ごみ処理実施計画を見ますと、リサイクル率は平成３０年度、２６．９％と、前年度の２７．４％から後退しています。平成３０年度の目標値が３０．４％ですから、３．５ポイント下回っている状況でございます。

本年度の実施計画では「資源ごみ回収の取組を強化する必要がある。」このように計画に盛り込まれておりますけれども、民間での取り組みも進んでいるところですが、本市のリサイクルの現状及び今後の取り組みについて、執行部のお考えを、お尋ねをいたします。

この項の最後ですけれども、質問の３点目、高齢者等ふれあい戸別収集の取組状況と、対象の見直しについてお尋ねをいたします。

この制度は、家庭ごみを集積場所まで出すことが困難な高齢者や障害者などを対象として、市が戸別収集を行うものでございます。対象となる世帯は、みずから家庭ごみを集積場所まで出すことが困難で、身近な人などの協力が得られない世帯であって、介護保険の認定が要介護２以上の人、身体障害者手帳１級または２級の人、療育手帳Ａの人や精神障害者保健福祉手帳１級、あるいは障害者総合支援法の対象となる難病の人といった条件があり、周りの協力が可能な場合は対象とならないことになっております。

しかし、平成３０年度の決算を見ますと、利用が１２件と少ない状況でございます。近隣住民やボランティアなどの協力が得られることは、大変大事なことでありますけれども、一方でこの対象要件の見直しにより、さらに利用者に喜ばれる制度として充実をしていくことが求められているのではないかと、そういうふうに感じます。対象の見直しなど具体的に考えておられることがありましたら、御答弁をお願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 山本議員のクリーンセンターの運営についての、３点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の、１１月から３月までの祝休日のごみ収集の実施についてでございます。

祝休日のごみ収集につきましては、平成17年の防府市行政改革委員会からの答申を受けまして、平成18年度から夏場の6月から9月までの間を除き、廃止いたしております。これにあわせまして家庭でのごみの減量化や、集積場所の環境美化を図るため、ごみ減量容器購入費補助制度の拡充や、ごみ集積施設整備補助事業の創設を行っております。その後、10月であっても気温の高い日が多くなってきたこともあり、平成26年から10月に限り再開いたしております。

現在、市民の皆様のごみ出しに係る御負担を軽減できるよう、毎月、第一日曜日及び年末にクリーンセンターへのごみの搬入機会を設けるとともに、大型連休及び年末年始における可燃ごみの収集については、次の収集日まで1週間以上あくことがないように、収集日を調整しているところでございます。

今後も引き続き、市民の皆様のご協力をいただきながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目のリサイクルの現状と今後の取り組みについてでございます。

平成26年4月の新たなごみ処理施設の稼働を契機に、市民の皆様のご協力のもと、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施や、生ごみ等からのバイオガス回収のほか、焼却灰のセメント原料化の拡大等に取り組んだことにより、リサイクル率は平成25年度の8.2%から、平成26年度は25.8%へと大幅に上昇いたしました。その後、新たな取り組みといたしまして、平成29年10月からは羽毛布団、さらに本年1月からは古着、古布のクリーンセンターへの持ち込みによる分別回収をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり平成30年度のリサイクル率は26.9%となっており、防府市ごみ処理基本計画における目標値の30.4%を下回っている状況にあります。今後、新たな分別品目の追加や資源ごみの排出機会の拡大を検討するなど、リサイクル率のさらなる向上に努め、計画の目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

最後に、3点目の高齢者等ふれあい戸別収集の取組状況と、対象の見直しについてでございます。

市では、家庭ごみを決められた集積場所に出すことが困難となった高齢者や障害者を支援する制度として、平成28年7月から防府市高齢者等ふれあい戸別収集を行っております。

この制度は、議員御案内のとおり、原則としてその世帯が介護保険の認定が要介護2以上、または身体障害者手帳の1級もしくは2級の方などで構成されており、ごみ出しの支援をしてくださる方がおられない場合を対象としております。これまでの延べ承認件数は16件ですが、その後、病院や施設への入院、入所による中断等もあり、現在、収集を行

っている件数は11件となっております。

制度を開始し、3年が経過する中、ごみ出し支援を必要とされている高齢者等が、ごみ出しに困られることがないよう福祉部局としっかりと連携し、検証を行った上で実情に応じた要件への見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 時間がありませんので、簡潔にいきたいと思います。今年度、月・木コースと火・金コース、燃えるゴミ収集ですが、収集しなかった日はそれぞれ何日あるでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

今年度の祝休日でごみ収集を行わない日につきましては、月・木コース及び火・金コースともに4日でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 合計で8日ということですが、行政改革にかかわることですので、市長にお尋ねいたしますけれども、市民は1週間分のごみを家に置いておかなければならないと、大変困っている。そうしたことを解決する市民サービスという点からも、また、道路際まで積み上げられた2回分のごみを回収しなければならない業務の大変さから言っても、改めて11月から3月までの祝日のごみ収集について実施できないか、これは市民の要望でございますが、この点、改めて市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 答弁させていただきます。

補助制度の拡充や創設を行った上で、可燃ごみの収集については、次の収集日まで1週間以上あくことのないように、収集日を調整しているところでございます。議員が御質問されましたけれども、夏場を除きます祝休日のごみ収集の廃止につきましては、廃止してから十数年たっており、一応、一定の市民の皆さんの間に定着していると考えておりますことから、引き続き現行の制度で取り組んでまいりたいと考えております。御理解賜りたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 定着するどころか、私のところにはいろんな御要望がございます。県内でも、宇部市では祝日も収集されておりますし、ぜひ市長、切実な市民の要望と

して受けとめていただいで、改善の努力を重ねていただきたいと思ひます。

それから、リサイクルですが最近では羽毛布団や古着、古布などのリサイクルが始まりましたけれども、平成30年度の回収実績をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

平成30年度の羽毛布団及び古着、古布の回収実績につきましては、羽毛布団が約2トン、古着、古布につきましては、本年1月からの実施ですので、3月までの3カ月間の実績となりますが約5トンとなっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 始まって、まだ日が浅いわけですが、再生利用に向けて周知の徹底、よろしく願いをいたします。まあ、リサイクル率も国全体もほとんど上昇していないわけですが、本市においても事業計画に沿って目標値、突破できるように、ぜひ取り組みの強化をお願いいたします。

高齢者等ふれあい戸別収集は福祉部門との連携、この強化をぜひ改めて強く要望いたしておきます。

それでは、急ぎます。最後の質問でございますが、留守家庭児童学級について、待機児童の現状と今後の運営についてお尋ねをいたします。

全国的にも今日、子どもの育ちや子育てが難しくなっている状況があることや、貧困の問題など困難を抱える家庭が増えている中で、子どもたちに安全で安心して過ごせる放課後の生活を保障すること、そうしたことを通して働きながらの子育てを支えていくという、留守家庭児童学級の役割はますます重要になっております。

保護者の就労や疾病などの理由で、放課後などに家庭で保育することができない小学生に対し、実施されているこの事業は、近年、利用の希望が増えておりまして、昨年5月1日現在の待機児童数、これは69人となっております。この数値は、山口市、岩国市に次いで多く、早急な解決が求められます。

放課後や長期休業期間の子どもたちの安全で安心な居場所づくりをしっかりと進めていくために、今後、どのような取り組みを検討されるのか、お尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 山本議員の留守家庭児童学級についての御質問にお答えいたします。

留守家庭児童学級及び留守家庭児童クラブの状況、合わせてお答えいたします。本市では、保護者の就労等により、放課後等に家庭で保育することができない小学生の保育を行うため、現在、16小学校区において留守家庭児童学級を27学級、また児童館において留守家庭児童クラブを4学級、合わせて31学級を開設しております。

議員御案内のとおり待機児童の現状につきましては、昨年5月1日時点では69人ですが、本年5月1日時点では61人となっております、いずれも高学年の児童でございます。これまで、本市の留守家庭児童学級につきましては、待機児童が発生しないように、学校の教室を積極的に活用することとしておりました。また、学校の教室が利用できない場合には、校舎の新築、改築に合わせて学級を確保するなどの対応をまいりました。

こうした中、来年度より中関小学校の改築に合わせて、中関留守家庭児童学級を1学級増設することとしております。

御質問の待機児童解消に向けての今後の取り組みにつきましては、各学校区の児童数及び保育需要の動向を注視しながら、学校の教室を積極的に活用し、まずは低学年児童を中心に受け入れができるよう努めてまいりたいと考えております。

今後も、子どもが心豊かで健やかに育ち、保護者の方が安心して働ける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 第2期子ども・子育て支援事業計画案を見ますと、今後、留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブについては、放課後子ども教室との一体型を推進するというふうになっております。

役割の異なる事業では、留守家庭児童学級の目的を果たすことは困難ですけれども、一方で、留守家庭児童学級の充実を図りながら、放課後子ども教室との連携が図られることは大事なことであるというふうに思いますが、現在、各地区で取り組まれている放課後子ども教室の事業の現状、よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 放課後子ども教室の事業の現状についての御質問にお答えをいたします。

放課後子ども教室は、放課後や週末等に学校等の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、勉強や遊び、スポーツ・文化活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目的として、市内15カ所——小学校14カ所、公民館1カ所で実施をしております。

読み聞かせ、昔の遊び、日本舞踊、料理教室、自主学習などさまざまな活動プログラムを月2回程度、地域のボランティアの方々の御協力により実施しておりまして、そこに留守家庭児童学級の子どもたちが参加できることとしており、留守家庭児童学級と放課後子ども教室の一体型として、実施をしておるところでございます。

今後も、留守家庭児童学級、放課後子ども教室、両事業を連携して実施することにより、子どもたちを地域とともに安全・安心に育めるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） もう1点、お尋ねいたしますけれども、配慮を要する児童の入級について、一人ひとりに対応したきめ細かな対応が求められますけれども、放課後児童支援員の確保、あるいは支援体制、今後どのようにしていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

本市では、障害のある児童や虐待への対応等、配慮を要する児童につきましては、利用の希望がある場合は、受け入れに努めております。また、障害のある児童を受け入れる場合には、補助員を追加で配置するとともに、障害の特性により必要な対策を講じているところでございます。

また、医療的ケアが必要な児童の育成支援を行う場合には、そのかかりつけ医師や保護者との連絡を密にし、病状の変化や活動の制限等について共通理解を持ち、必要な対応が行えるよう配慮してきているところでございます。

今後も、障害があるなどの配慮を要する児童に対し、柔軟な対応ができるよう支援体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。3月に出了されました防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、留守家庭児童学級・児童クラブに対する要望で、低学年、高学年の保護者とも、最も多かったのが、学年が上がっても利用できるようにしてほしいということでございました。

また、本市の子育て支援策についての重要度を問うと、前回調査と比較をして、留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの数というのが8.1ポイント増加しているのも特徴でございます。

第2期子ども・子育て支援事業計画案では、令和4年度までに待機児童の解消を行うとしておりますけれども、より早期の解消が図られることを強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、2番、山本議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、15番、清水力志議員。

〔15番 清水 力志君 登壇〕

○15番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず初めに、利用者や家族などによる介護職員へのハラスメント対策について質問をさせていただきます。

介護職員の人手不足が昨今、問題になっております。一番の要因はほかの業種と比べて低賃金であることですが、余りクローズアップされない要因の一つに、利用者や家族などによる介護職員へのハラスメント被害がございます。数多くある職種や業種の中で、顧客からのハラスメント被害、いわゆるカスタマーハラスメント、略してカスハラといいますが、一番多いのが介護、医療、福祉の現場であると言われております。

そんな折、2019年10月29日付の朝日新聞に、「カスハラ、福祉施設で横行、入所者が暴言、暴力、行政は介入を」という見出しの記事がございました。少し御紹介をしますと、とある老人ホームの入所者が職員に対して日常的にクレームを言いつけ、それが激化したある日、職員に対して近くに置いてあった椅子を持ち上げ、顔に目がけて振りおろし、その職員は全治2週間のけがを負い、警察に被害届を提出して、傷害事件となった事例を挙げております。

そして、顧客が行き過ぎたクレームをつけ、従業員を心身ともに追いつめるカスタマーハラスメントが福祉現場でも問題になっており、労働組合や厚生労働省も実態調査に乗り出しているということでした。

さらには、事件のあった施設管理者からの「行政も積極的に介入してもらわないと、こちらももたない」というコメントも掲載されております。

介護業界で働く約8万4,000人が加盟する労働組合、UAゼンセン日本介護クラフトユニオンが昨年実施したアンケートによれば、回答者2,411人のうち、全体の約74.2%に当たる1,790人が、介護施設や訪問介護などの入所者や利用者、家族から、何らかのハラスメントを受けたと回答しています。

主な内容は、「攻撃的態度で大声を出す」が約6割、「暴力をふるう」が約2割、また性的な嫌がらせを受けたという被害もあります。そして、先ほどの新聞記事でも御紹介したように、もはやハラスメントという領域を超えて、傷害事件や凶悪犯罪にまで至ったという事例もあります。

こうした調査から、介護現場におけるハラスメントは非常に多くあります。そして、低賃金ということもあり、介護分野の人手不足が解消されないのが現状です。今まさに、介護職員の人権を守る取り組みが急務であります。

なお、質問に入る前にあらかじめ申し上げておきますが、今回の私の質問は、決して利用者やその家族に全ての原因があると言っているのではありません。また、施設と個人との個別の問題に行政が入り込むのは、非常に難しいことであるということも認識しています。

今回の私の質問では、介護事業者がトラブルを未然に回避して防止するという危機管理能力を今後も維持していくと同時に、もし仮に利用者やその家族との間にトラブルが起こったときには、職員が問題を個人で抱え込むことなく、組織で情報共有ができるような職場環境と、早い段階で問題解決に向かわせる体制を構築し、そしてその過程の中で行政がどのような形でかかわっていけるのか、かかわっていくべきなのかを考えていけたらと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

1点目の質問は、防府市の介護現場におけるハラスメントの現状についてお聞かせください。

2点目の質問は、問題の深刻さから、ことしの4月に厚生労働省から介護現場におけるハラスメント対策についての通知が出されました。市では、どのようにこのマニュアルを活用して、介護事業者と連携して、介護ハラスメント対策を行っていくのでしょうか。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 15番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水力志議員の、利用者や家族等による介護職員へのハラスメント対策の2点の御質問についてお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、介護職員の需要はさらに増加することが見込まれます。その反面、介護職員の離職率の高さも問題となっており、介護職員が安心して働くことができる労働環境を整えることは大切なことであると考えております。

まず、1点目の防府市の介護現場におけるハラスメントの現状についてでございます。

本市の介護現場におけるハラスメントの件数は把握しておりませんが、介護サービス利用者やその家族等から介護職員に対して、通常の介護サービスを越えた要求や暴言があったなどの事例は、介護事業所から担当部署に入っていると聞いております。

次に、2点目のマニュアルの活用による介護事業者と連携した介護ハラスメント対策についてでございます。

厚生労働省が作成いたしました介護現場におけるハラスメント対策マニュアルでは、介護現場におけるハラスメントの実態や、事業者として取り組むべきことなどが示されております。

具体的に申しますと、介護事業者がハラスメントにどう取り組むのかの基本方針を決定し、それを職員と共有すること、契約時に利用者や家族にも周知をすること、職員が相談しやすい体制をつくることなどが示されております。

市においては、介護事業者におけるハラスメント対策が進むよう、多くの介護事業者が集まる集団指導や研修の場を利用してマニュアルの利用を促すとともに、市のホームページにも掲載するなど、介護事業者と連携して、介護職員が安心して働き続けられる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 御回答いただきました。

1点目の質問の回答では、把握はしていないが、そのような話は上がってきているということでしたので、ここで実際に実態調査をされてみてはいかがでしょうか。実際に、厚生労働省や労働組合なども調査に乗り出していますので、その辺はお願いをしておきます。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの2点目の質問の回答と重複するところがあるかもしれませんが、その辺は具体的に答えていただければと思っております。

介護現場における介護職員へのハラスメントが起きる要因は、大きく分けて3つあると言われております。その3つの要因の対策についてお聞きいたします。

まず、1つ目の要因として、ハラスメントの線引きが不明瞭であるということです。

介護の現場で、これはハラスメントだと認定するのは難しいものです。施設や訪問先で、暴言や暴力を振るう利用者がもともと暴力気質だったとは言い切れず、ハラスメントを受けても、介護職員は利用者を気遣い、我慢してしまう傾向にあるためです。

本来、介護施設は、体力の低下や認知症の悪化などで、自己管理や家族による介助が難しくなった人が利用するものであります。突発的な感情の高ぶりや、環境変化によるスト

レスなどによって、暴言や暴力行為に至る人が多いとされております。

そうした利用者からの行為は根絶が難しく、職員が我慢せざるを得ないことが多くありました。この風土や考え方が根強く、現場ではこれはハラスメントだという線引きが難しく、職員も自分が我慢すればいいとの考えに捉われやすいため、改善がされにくいとされます。

そこで質問ですが、事業所の責任者向けのハラスメント研修も当然必要ではございますが、それ以上に個別の介護職員向けのハラスメント研修を市が主導で行ってみたいかがでしょうか。

事業所の上司に相談しても、約半数が改善しない現状であるということを後に詳しく申し上げますが、そのことを考えれば、事業者向けの研修のみでは不十分です。介護資格を取得するための講義や研修のカリキュラムの中に、ハラスメント対応の項目はないと聞いておりますので、必ず介護職員にとっても有効な支援になると考えます。いかがお考えでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、ハラスメントかどうかの判断につきましては、線引きが非常に難しい問題であると認識しております。

市といたしましては、介護事業者に対しまして、集団指導の場などを利用して、厚生労働省の作成いたしました介護現場におけるハラスメント対策マニュアルを活用した研修を実施していただけるよう働きかけるとともに、各種研修の情報提供についても努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。実行に向けて取り組んでいただきたい、そのように思います。

それでは、質問に移ります。

2つ目の要因として、利用者の家族も顧客に含まれるということです。

介護施設では、利用者の家族もサービス提供の対象者として含める傾向にあります。そして、ハラスメントの線引きが難しいのは、利用者家族も同じです。家族自身が介護の難しさに悩んだ末に、施設利用を選んだというケースも少なくありません。そのため、お金を払って預けているのだから要望を聞いてほしい、介護職は我慢するのも仕事だといった発想を招き、過度な暴言に至る場合もあります。

利用者だけでなく、こうした家族からの暴言なども加わるため、現場でハラスメントと捉える絶対数が多くなるのは当然だと考えられます。

そこで質問ですが、ハラスメント防止には、利用者やその家族の意識改革も必要と指摘されております。また、一部の利用者の中には、介護職の方をお手伝いさん扱いしている人もいます。市としても、事業者任せにせず、直接、利用者やその家族の意識改革に取り組むべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

ハラスメントの防止策といたしましては、まずは事業者が利用者との契約時に、介護保険の給付対象となるサービスの内容について、利用者や家族に対して説明をしっかりと行い、利用者側と共通認識を持つことが大切だと考えております。また、介護ハラスメントが行われた際の対応方法などを、利用者やその家族に適切に伝えることも必要だと考えております。

これらの対応については、事業者が主体的に行うことと考えておりますので、市といたしましては、集団指導の場などを利用して、介護事業者に対してハラスメントに関する情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

3つ目の要因として、現場と家族との間に立つ施設側の難しい立場というものがございます。

よりよい介護サービスを提供したいと考える施設管理者の多くは、利用者家族との関係構築を重視します。事実、家族の意見をしっかりと聞いた上でケアプランを考えなければ、よりよい施設運営はできません。

しかし、施設のサービス提供には上限がなく、ケアプラン作成に家族の意見を反映させることが求められております。これを要求すれば何でもやるととられてしまい、家族によるハラスメントを助長させるケースもあるのが実情です。そして、こうした状況でも、家族との信頼関係を大事にする施設管理者は、家族と争うという姿勢になかなか踏み切ることができないのです。

そして、先ほど御紹介いたしましたUAゼンセン日本介護クラフトユニオンのアンケートによれば、ハラスメントに遭遇した方の73%が誰かに相談をしており、その中で「最

初に相談をしたのが職場の上司」だと答えた方が46%です。しかし、「相談後の変化はなし」と答えた方が43%。そして相談をしなかったという回答をされた方の理由として、「相談しても解決しないと思ったから」と答えた方が41%もいます。こうした調査から、職場に相談しても解決が難しい実態が明らかとなっております。

そこで質問ですが、先ほど申し上げたことから、相談ができる第三者機関の設置が必要だと考えます。例えば、兵庫県では、県看護協会が委託を受けて、訪問看護師や訪問介護員が利用者やその家族から受けるハラスメントなどの対策の一環として、被害を受けた本人や事業所の管理者が対応に迷ったり、専門の対応などを探しているときに相談することができる電話相談窓口を開設しております。

この事例では、県と市での違いはございますが、市でもできないことはございません。このような相談窓口を設置することはできないでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、県のレベルで相談窓口をお持ちになる事例はございますが、今のところ、本市では介護事業所の職員が個別に相談できる窓口を設置することは考えておりません。

しかしながら、相談窓口としては、山口労働局内にある総合労働相談コーナーや、山口県の労働政策課内に設置された労働ほっとラインがございますので、その周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。そういった労働相談の窓口があるというふうに御回答いただきましたが、行く行くは介護職員、もしくは介護の仕事に当たっている方専用のそういったホットラインがまた完成できたらいいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

これまで、ハラスメントが起きやすい3つの要因、これをお話ししてまいりましたが、これまで再三の指摘をするにもかかわらず、それでも利用者がハラスメントをやめない場合、介護の現場からはサービスの提供を断れるようにしてほしいという意見もございます。

その場合、介護従事者の声をしっかりと聞いて、さらに一步踏み込んだ対策が必要だと考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

介護サービスの提供につきましては、国の定める基準によると、介護事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないとされていますが、介護事業者が利用者に対し、みずから適切な介護サービスを提供することが困難な場合には、サービスの提供を拒否することができるかとされております。

したがって、介護事業者は、ハラスメントの対処方法などのマニュアルを作成し、事業所内で対策を共有することが大変重要となってまいります。

そのことから、市といたしましては、介護現場におけるハラスメント対策マニュアルの有効活用を促すとともに、ハラスメントに対する情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。厚生労働省から出されたマニュアル、これを十分に活用して指導に当たっていただきたい、そういうふうに要望いたします。

ただでさえ人手不足と言われる介護業界において、大きな志を持って仕事をしている職員さんが利用者や家族からハラスメントを受け、泣き寝入りして、退職を余儀なくされる状況を手をこまねいて見ていいはずはありません。

介護職員の賃金をなかなか上げることができない状況において、防府市に優秀な介護人材が集まり、そして定着するには、介護職員の職場の環境や体制をよくしていくしかありません。安心して働ける職場環境を確保することは、市の大きな役割だと考えます。

今後も、防府市で介護や福祉で働く全ての職員の職場環境の改善や充実に取り組んでいただくことを要望し、1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて、教員の時間外勤務について質問をさせていただきます。

ことしの3月議会の一般質問で、私は小・中学校の教員の働き方改革について質問をさせていただきました。そのときの教育長の御回答から、現在の小・中学校の教員の働き方についての現状が明らかになりました。

そこで、今回は、これまでの取り組みと、そして山口県教職員組合——以下、県教組と省略させていただきます——からの資料提供で、山口県内の教員の働き方の実態についての調査を行った266名分のアンケート結果に基づき、質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、山口県教育委員会が作成した山口県学校における働き方改革加速化プランでは、平成29年度からの3年間で教員の時間外勤務時間を30%削減することを目標としております。今年度がこの目標の最終年度となっておりますが、今年度中に30%削減が達成できるのか、防府市での進捗状況をお聞かせください。

続いて、2点目の質問は、4日に参議院本会議で可決された教員の変形労働時間制の導

入についてお聞きします。

中央教育審議会は、文部科学大臣からの諮問を受け、ことしの1月に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてという答申を出しました。その答申の中に、1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう、法制度上措置すべきであると提言しております。

1年単位の変形労働時間制とは、1年間の中で閑散期と呼ばれる業務量が比較的少ない時期の労働時間を短くし、その分だけ繁忙期と言われる業務量が比較的多い時期の労働時間を長くしようというものです。教員の場合、1年単位の変形労働時間制において、閑散期と想定されているのは夏休みです。しかし、昔とは違い、教員は夏休み期間中も出勤して、仕事をしております。

先ほど紹介いたしました答申では、夏季休業期間の教員の勤務時間は、小学校教諭で8時間3分、中学校教諭で8時間28分と述べられているように、8時間働いているわけです。だから、この答申には、実際に学校現場に導入するに当たっては、長期休業期間中の業務量を一層縮減することが前提となると書かざるを得なかったのです。

教員は、定時の終業時刻より早く帰られるような日が続く月はありません。8月にも8時間働き、それ以外の月はほぼ過労死ラインを超える業務量となっております。

変形労働時間制は、製造業など、一部の民間企業においては既に導入されております。以前、私が勤めていた会社で、変形労働時間制を試験的に導入することがあったのですが、結果としては労働時間が短くなるようなことはなく、残業代だけが減らされ、従業員から反対の声が上がり、導入は断念したということがございました。

ある社会保険労務士は自身のホームページで、変形労働時間制は、祝日などのある月とほかの月を平均することにより、各月の所定労働時間を長くとることもでき、残業代削減の効果が高い制度ですと、正直に書いております。正確には、残業時間削減ではなく、支払う残業代を減らすことのできる制度です。

現在、教員には、残業代は支給されておられません。では、変形労働時間制を導入することによって一体何が変わるのか、それは残業時間は減らないのに残業としてカウントされる時間が減るだけです。以前、国会で問題となっていた統計偽装と本質は同じです。

問題の根本にある教員定数や残業ゼロの見直しを行わず、変形労働時間制の導入によって見かけの残業時間を減らす。これでは異常な長時間労働が制度化、固定化され、新たな矛盾も生じ、問題は解決しません。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。

国会で、教員の変形労働時間制の導入が可決されましたが、教育委員会は変形労働時間

制の教育現場への導入についてどのようにお考えでしょうか。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 清水力志議員の教員の時間外勤務についての2点の質問についてお答えいたします。

まず、1点目の防府市小・中学校教員の時間外勤務の実態についてであります。

県が位置づけた平成28年度を基準にして、平成29年度から3年間で時間外業務時間を30%削減するという目標に対して防府市の状況は、平成29年度、小学校で0.4%増、中学校で6.6%減、平成30年度、小学校で2.7%減、中学校で8%減でございます。令和元年度につきましては、8月現在において、小学校で12.2%減、中学校で12.8%減となっております。

すぐには削減できない業務もあり、今年度中に30%の削減目標を達成することは難しい状況にありますが、現在も各学校において、教材研究の効率化や校務分掌の再編、行事や部活動の運営方法の改善など、大胆な見直しや、さらなる大幅な削減に向けて取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましても、学校支援員の継続的な配置や主催行事の見直し、休日及び長期休業日の柔軟な運用など、教職員の働き方改革をより一層推進してまいります。

次に、2点目の変形労働時間制の導入についてであります。

繁忙期の勤務時間を長くし、その分、長期休業中などの勤務時間を短くするなどして、年間を通して労働時間を管理するこの制度は、実態に合わせて勤務時間を柔軟に運用できることから、効率のよい働き方が可能となります。また、残業時間も減ることで、年間を通じて全体の労働時間が削減されることにもつながります。

導入に向けては、年間を通じた業務の精選や、積極的な職場環境の改善などを進めていく必要があります。各学校においても、時間外業務時間の削減に向けて、業務内容の改善に取り組んでいるところでございますので、教育委員会といたしましても、引き続き、働き方改革に向けた取り組みを進めていくとともに、新たな変形労働時間制の導入については、国や県の動向を注視しつつ検討してまいります。

以上、御答弁いたしました。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 御回答いただきました。

2点目の質問の変形労働時間制の導入についてですが、先ほど御紹介しました県教組が

行ったアンケートでも、「1年単位の変形労働時間制で長時間過密労働は解消すると思いますか」という質問に対して、「あまり解消しない」と答えた方が45.6%、「まったく解消しない」が39.1%、合計で84.7%が解消しないという結果になっており、現場の声でさえ期待はされていないということがわかります。

教員の変形労働時間制の導入は2021年度からということですが、またこの件については改めて質問をするときがあると思いますので、そのときにはよろしくお願ひいたします。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

今回は、数字にあらわれない実態、つまり自宅で行う持ち帰り仕事や、学校休校日に出勤しても業務時間記録をつけていないという実態についてお聞きしたいと思います。

先ほど、削減率が小学校で12.2%減、中学校で12.8%減というふうに御回答いただきましたが、もしこれが残業の時間ではなく、自宅に持って帰って仕事をしているという時間が増えていけば、実態は変わらない、もしくはもっとひどくなっているという状況になっていくのではないかとというふうに考えております。

県教組のアンケートによりますと、「直近の1カ月、学校で実際にどのぐらい残業をしましたか」という質問に対して、小・中学校全体で1カ月平均41.4時間。これが独身の教員となると52.4時間と増えて、一方で単身でない女性、つまり家庭を持っている女性教員は34.1時間と、全体より少なくなっております。

一方で、自宅で行う持ち帰り仕事は、全体で週平均4.5時間に対して、独身の教員は3.5時間と少なく、反対に家庭を持っている女性教員は5.0時間と増えております。つまり、家庭を持っている女性教員のほうが、学校での残業ができないかわりに、自宅での仕事が増えているということがわかります。

また、学校休校日に出勤している教員が全体の57.1%で、そのうち休業日に業務時間記録をつけていないという教員が62.9%。つけていない理由として、記録の説明をされていない、記録をつけるとうるさく言われるという理由が挙がっております。

これは県内の教員の266名分のアンケート結果ではございますが、これを仮に防府市の教員を対象に調査をしたとしても、ほぼ同じような結果が出るのではないかと思います。

そこで質問ですが、教育委員会は、教員が自宅で行う持ち帰り仕事や、学校休業日に出勤をするが記録をつけていないという実態を把握されているでしょうか、御回答をお願いします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

教員を対象とした時間外業務実態調査には、持ち帰り残業時間は含まれておりませんが、休日等における校内外での活動業務時間は記録するように指導しております。いわゆる隠れ残業と呼ばれるものの実態について、全てを把握しているわけではありませんが、やむを得ず自宅に持ち帰って仕事をしなければならない状況にある教員がいるということについては、管理職のほうからも聞いております。

教育委員会といたしましては、これからも時間外業務の実態をしっかりと把握し、勤務時間の管理や業務改善に向けた指導をしっかりとしてまいります。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 先ほど御回答いただいたように、実態は管理職のほうからは聞いているというふうに御回答いただきましたが、表向きの残業時間の数字が減ったというふうに言ったとしても、こういった数字にあらわれない実態、ここがひどくなっていると本末転倒でもございます。

また、こういった話になると必ず言われるのが、要領が悪いとか、自己責任だとか、そういったいわゆる自己責任論をうるさく言う方もいらっしゃいますが、そもそもそこまでしなければいけない理由は何なのかというところから、根本的に考えていかなければいけない問題でもあると思います。

引き続き、教育長にはそういった隠れた実態、これを把握していただき、把握だけではなく改善もしていただきたい、このように望んでおります。

次の質問ですが、学校業務支援員の配置についてお聞きします。

11月19日に山口県教育委員会は、県教組との交渉の中で、各市町の教育委員会とも連携をしながら、部活動指導員、学校業務支援員の配置拡充について、引き続き検討するという前向きな方向性を示しております。

6月議会の私の一般質問でもお聞きいたしました。改めてお伺いします。防府市も、学校業務支援員の配置を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、現在、各学校に2名ずつ学校環境整備業務員を配置しており、さまざまな学校業務に携わっていただいております。学校施設内外の環境整備はもとより、特別活動などの準備や学校行事の手伝いなど、他市が配置しております学校業務支援員としての役割を担い、先生方のサポートをしていただいておりますことから、その分、教材研究など必要な時間の確保もでき、先生方の心の安定やゆとりにつながっております。

教育委員会といたしましては、引き続き、本事業の内容を充実させることで、学校を支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 御回答いただきましたが、そのような体制を敷いてでも、30%削減は難しいわけですね。ということは、あと足りないものは何なのかということも考えていただきたいと思います。そして、学校業務支援員も県が積極的に行っている事業でもございます。

ここで、時間は余りありませんけれど、アンケートについて紹介ができたらと思います。

「今の働き方が続くと」という質問に対して、身体がもたないかもしれないというのが「強く感じる」方が19.4%、「やや感じる」という方が55.2%、合計74.6%で、「学校では業務改善によって時間外勤務の削減が進んでいると思いますか」という答えに対して、「あまり思わない」が50.8%、「まったく思わない」が24.2%、思わないと答えた方が合計75%です。「ゆき届いた授業、学力向上に必要なだと考えるものは」という回答、これは複数回答ですが、この質問に対して、「授業準備時間の確保」と答えた方が72.4%、そして「30人学級」が41.5%、「子どもに向き合う時間」が38.7%と、このような回答になっております。引き続き、先生の仕事の現場は厳しいものだというふうに実感いたします。

では、次の質問ですが、県教組の話によれば、防府市は学校支援員の待遇が県内の市町に比べて余りよくないというお話を聞きました。現在、学校支援員の時給は830円です。山口県の最低賃金が829円ですので、最低賃金ぎりぎりのところですよ。

以前、人材不足を懸念されておりましたが、いい人材を確保するためには、時給を含めた待遇面の改善が必要だと考えます。いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 現在、本市では、学校の業務をサポートする人材として、学校関係整備業務員52名、学校支援員60名、部活動指導員10名を配置しております。議員御指摘のとおり、時給を含めた待遇改善は、職場環境の充実という点からも重要だと認識しておりますので、限られた予算の中で、賃金や勤務時間、仕事内容などのバランスを考えながら、学校のニーズに応じた人材の適正な配置を今後も研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。ぜひとも、改善のほうをよろしく願います。

それでは、最後の質問ですが、やはり教員の方々の負担を軽減するためには、教職員定数を改善し、市が責任を持って予算を確保し、教員の増員を図るべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか、お考えをお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えいたします。

教員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいた学級編制基準により編制した学級数等により定められております。

教育委員会といたしましても、教員の増員は、学校指導、運営の体制強化の充実につながり、子どもたちに対してもより効果的な教育活動を行うことができると考えておりますことから、教員定数の改善に向けては、引き続き、国や県に対して要望してまいります。

また、市の予算でできることといたしましては、先ほど述べましたとおり、学校支援員や部活動指導員、学校環境業務支援員を有効に配置することですので、引き続き、予算の確保と人材の効果的な活用についてはしっかり検討してまいります。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。今後とも、県や国に継続してまた要望していただけたらというふうに思っております。

教員の長時間勤務の問題は、市政だけでは完結しない全国民的課題ではございますが、あれは国の問題だ、いや、県の問題だと言っているわけにはいきません。

今後も継続して、引き続き、教員の長時間労働削減に努力していただき、そして必ず実現をしていただきたいということを要望いたしまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、15番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

次の本会議は、12月20日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、午後2時35分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。お疲れさまでし

た。

午後 2 時 1 9 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 1 2 月 6 日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 橋 本 龍太郎

防府市議会議員 牛 見 航